

活動報告

【会 合】

第 17 回法整備支援連絡会

法務省法務総合研究所国際協力部長

阪 井 光 平

17 回目を迎えた法整備支援連絡会は、平成 28 年 1 月 22 日（金）に開催された。当日のプログラム、講演者・報告者の経歴及び会場での発言は、後掲のとおりである。なお、誌面の都合上、すべての発言を掲載しておらず、掲載した各発言は、全体の意味を損なわない範囲で一部を省略し、表現を変えているので了承願いたい。

平成 27（2015）年 12 月に ASEAN 経済共同体が発足し、また、同月、JICA においても、従前 ASEAN 域内でベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーで実施していた法整備支援プロジェクトに加え、新たにインドネシアで「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を開始し、法務省も同プロジェクトに長期専門家として検事 2 名（うち 1 名は裁判官出身）を派遣した（同プロジェクトの詳細は、横幕専門家による報告・51 頁参照）。

このような中、今回の連絡会では、メインテーマを「ASEAN と法整備支援」とし、ASEAN の状況を多角的に分析した上で、域内各国に対する法制度整備支援の在り方について議論することを主眼とした。

第 1 部では、元駐インドネシア特命全権大使鹿取克章氏及び駐日本特命全権大使ユスロン・イーザ・マヘンドラ氏による、インドネシア及び ASEAN について、日本との関係・日本による法制度整備支援の意義等の観点からの講演がなされ、その後、両氏に住友商事株式会社常務執行役員の兵頭誠之氏が加わり、インドネシアにおいて日本企業が活動する際に存在する問題点、その克服において法制度整備支援がどのような役割を果たしうるかなどについて鼎談がなされた。

第 2 部では、日本の法制度整備支援に詳しい、オーストラリア国立大学ベロニカ・テイラー教授、日本が長く法制度整備支援に取り組んできたベトナムのル・ティエン・ズン弁護士及びラオスのチャンタリー・ドゥアンヴィライ裁判官による、日本の両国等 ASEAN 域内における法制度整備支援のこれまでの取り組み及び現況についての報告がなされ、続く第 3 部では、横田洋三法務省特別顧問がモデレーターを務め、上記 3 名に JICA の佐藤直史法整備支援アドバイザー及び渡部吉俊法務総合研究所国際協力部教官が加わり、計 5 名をパネリストとして、第 2 部の報告を踏まえて、今後の日本による ASEAN 域内での法制度整備支援の方向性等について討論がなされた。

日本による法制度整備支援は、約 20 年の歴史を有するが、近時、法制度整備支援は、「ソフトインフラ」の支援として戦略的に取り組むべきとの国の方針が出され、対象国においては、ドナー間の競合・競争が生じるなど、従前とは大きく異なる様相を呈している。

そのような状況の下、今回は ASEAN 経済共同体発足、インドネシアにおける新プロジェクトの開始という節目において、法制度整備支援の利益を受けると想定される、現地の日本企業の視点も加味したプログラムを選定したが、各講演者・報告者の内容豊かな発表は、法制度整備支援に関わる者に鋭い刺激を与えるものであり、パネリストの問題提起も時宜を得たものであって、今後の日本の法制度整備支援の在り方を考察する格好の機会となったと考えている。

この連絡会の成果を踏まえ、当部においては、関係各位と更に密接に連携を取りながら、日本の法制度整備支援の良き伝統を維持しつつ、新たな状況に的確に対応すべく謙虚に業務を進めてゆく所存である。

なお、次回の第 18 回法整備支援連絡会は、平成 29 年 1 月 20 日（金）に同会場で開催する予定である。



第一部 基調講演者らによる鼎談



第三部 パネルディスカッション



会場の様子



第17回法整備支援連絡会

ASEANと法整備支援

平成28(2016)年1月22日  9:50 - 18:00

大阪会場：法務省法務総合研究所「国際会議室」
大阪市福島区福島1-1-60 大阪中之島合同庁舎2階

東京会場：独立行政法人国際協力機構（JICA）本部228, 229会議室
東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル2階

主催：法務省法務総合研究所
独立行政法人国際協力機構（JICA）
後援：最高裁判所
日本弁護士連合会
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所
公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）

Program

開会挨拶 9:50~10:20

赤根 智子 法務総合研究所長
富吉 賢一 国際協力機構(JICA)理事

第1部 基調講演等 10:20~12:00 「ASEAN地域における日本のソフト面での支援の意義」

講演



鹿取 克章 氏
(外務省参与, 元インドネシア共和国駐劔日本国特命全権大使, 元ASEAN担当大使)



ユスロン・イーザ・マヘンドラ 氏
H.E. Dr. Yusron Ihza Mahendra
(日本国駐劔インドネシア共和国特命全権大使)

対談



兵頭 誠之 氏
(住友商事株式会社常務執行役員経営企画部長)

◆進行役: 阪井 光平
(法務総合研究所国際協力部長)

第2部 関係者からの報告 13:30~15:20



ヴェロニカ・テイラー 氏
Prof. Veronica L. Taylor
(オーストラリア国立大学教授)



チャンタリー・ドゥアンヴィライ 氏
Mr. Chanthaly Douangvilay
(ラオス最高人民裁判所労働部長)



ル・ティエン・ズン 氏
Dr. Luu Tien Dzung
(ベトナム弁護士連合会常任委員会委員, 国際交流委員長)

第3部 全体討議 15:40~17:50

モデレーター



横田 洋三 氏
(法務省特別顧問)

パネリスト



ヴェロニカ・テイラー 氏
Prof. Veronica L. Taylor
(オーストラリア国立大学教授)



チャンタリー・ドゥアンヴィライ 氏
Mr. Chanthaly Douangvilay
(ラオス最高人民裁判所労働部長)



ル・ティエン・ズン 氏
Dr. Luu Tien Dzung
(ベトナム弁護士連合会常任委員会委員, 国際交流委員長)



佐藤 直史 氏
(JICA法整備支援アドバイザー)



渡部 吉俊 氏
(法務総合研究所国際協力部教官)

開会挨拶 17:50~18:00

原田 明夫 公益財団法人国際民商事法センター理事長

レセプション 18:30~

◆日本語・英語同時通訳

Profile

講演者



ユスロン・イーザ・マヘンドラ 氏

日本国駐箚インドネシア共和国特命全権大使

インドネシア大学国際学部卒業。筑波大学人文社会系国際政治経済学博士課程修了。

ムハマディア大学講師、インドネシア大学研究員、Ihza & Ihza法律事務所パートナー、日本大学講師、Kompas新聞社特派員、インドネシア通商産業省顧問、日本インドネシア友好促進議員連盟議長、インドネシア下院第一委員会副委員長などを経て、現在、日本国駐箚インドネシア共和国特命全権大使。

講演者



かとり よしのり 鹿取 克章 氏

外務省参与、元インドネシア共和国駐箚日本国特命全権大使、元ASEAN担当大使

一橋大学経済学部卒業後、外務省に入省。ドイツ連邦共和国日本国大使館勤務後、北米局安全保障課長、大臣官房報道課長、在ミュンヘン総領事館総領事、在大韓民国日本国大使館公使、大臣官房審議官、領事局長を経て、大臣官房外務報道官。その後、イスラエル国駐箚特命全権大使、ASEAN担当大使、外務省研修所長を歴任。インドネシア共和国駐箚特命全権大使を最後に2014年に退官。現在外務省参与。

コメンテーター



ひょうどう まさゆき 兵頭 誠之 氏

住友商事株式会社常務執行役員経営企画部長

京都大学大学院工学研究科修士課程修了後、住友商事株式会社に入社。ヨルダン、日本、香港での勤務を経て、2004年からインドネシアの石炭火力発電所を手掛けるタンジュン・ジャティBプロジェクト部長を務め、2010年にはアジア総支配人補佐、インドネシア住友商事会社社長に就任。その後、執行役員を経て、2015年4月から現職。インドネシアにおける日本人商工会・日本人会であるジャカルタジャパンクラブ理事長を歴任し、現在、一般社団法人日本貿易会審議員も務める。

モデレーター



よこた ようそう 横田 洋三 氏

法務省特別顧問

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。世界銀行法律顧問、国際基督教大学教授、東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授、中央大学法学部・法科大学院教授などを経て、現在は、法務省特別顧問、人権教育啓発推進センター理事長及び日本ユニセフ協会顧問として活動。同時に国連大学学長特別顧問、同高等研究所客員教授、国連人権促進保護小委員会委員、国際労働機関(ILO)条約勧告適用専門家委員会委員・委員長、日本国際連合学会理事長などの要職を歴任。

Profile

報告者



ヴェロニカ・テイラー氏

オーストラリア国立大学教授

1988年モナシュ大学法学部卒業、1992年ワシントン大学法学修士課程修了。メルボルン大学法学部アジア法センター副センター長、ワシントン大学アジア法センター長、国際交流基金米国諮問委員長、オーストラリア研究協議会CEPS国際諮問委員、同ERA研究評価委員、国際金融規制センター顧問委員などを務め、2015年には日本研究への貢献者として日本の外務大臣から表彰を受ける。また、日本語通訳・翻訳家としての認可も取得。現在、オーストラリア国立大学アジア太平洋学部長。

報告者



チャントリー・ドゥアンヴィライ氏

ラオス最高人民裁判所労働部長

1989年ブルガリア共和国ソフィア大学法学部卒業、2002年名古屋大学法学修士課程修了。ビエンチャン法律学校（現在のラオス国立大学法政治学部）教員、ビエンチャン首都裁判所裁判官、同裁判所副所長を経て、2009年11月からラオス最高人民裁判所法律管理・統計局長、2015年5月から現職。民法典サブワーキンググループの一員として、日本が実施する法整備支援プロジェクトに長年関わるなど、日本の法整備支援活動に関する造詣も深い。

報告者



ル・ティエン・ズン氏

ベトナム弁護士連合会常任委員会委員、国際交流委員長

1989年ロシア連邦クバンスク州立大学法学部卒業、2000年アイオワ州立大学法学修士課程修了、2011年ベトナム国家法研究所法哲学博士課程修了。ベトナム最高人民裁判所長官助手、UNDP国家プログラム法律アナリストを経て、2007年からYKVNロイヤーズ弁護士事務所パートナー兼ベトナム弁護士連合会国際交流委員長として、多くの企業取引や国際取引を担当。ベトナム国際仲裁センター審判長、ICC国際仲裁裁判所仲裁審判員、ホーチミン経済法律大学客員教授も務める。



法務省 法務総合研究所国際協力部

〒553-0003 大阪市福島区福島1丁目1番60号

大阪中之島合同庁舎4階

TEL: 06-4796-2153 (代表)



第17回法整備支援連絡会発言録

赤根智子法務総合研究所長挨拶

本日はお忙しい中、多くの方にお集まりいただきましてありがとうございます。特に基調講演・鼎談をしていただきます元駐インドネシア共和国日本国特命全権大使の鹿取克章様、駐日本国インドネシア共和国特命全権大使のユスロン・イーザ・マヘンドラ様、住友商事株式会社常務執行役員の兵頭誠之様におかれましては、非常にお忙しい中、大阪会場まで足をお運びいただき、誠にありがとうございます。

法務省特別顧問の横田洋三先生におかれましても、ご多用中のところご参加いただき感謝しております。

ゲストスピーカーとしてご参加いただく、ヴェロニカ・テイラー様、チャンタリー・ドゥアンヴィライ様、ル・ティエン・ズン様におかれましては、遠路はるばる日本までお越しいただきましてありがとうございます。

大阪会場のみならず、東京会場にも多数の方にお集まりいただいております。我々主催者のみならず、本連絡会にお集まりいただいた方が皆、基調講演・鼎談、報告者の皆様からのご発表を大変楽しみにしております。

法務総合研究所は、これまで JICA と共に、我が国にとって重要な地域である ASEAN 各国に対して、法の支配の確立を目的として、様々な協力を行ってまいりました。

2015年12月にはインドネシアに対する法制度整備支援が開始されるなど、こうした協力は、ASEAN 諸国にさらなる広がりを見せております。そこで、本年度の法整備支援連絡会は「ASEAN と法整備支援」をテーマに掲げました。

第一部では、鹿取大使から、最近の日・インドネシア関係全般、日本にとってのインドネシアの重要性、インドネシアへの協力推進に当たって日本としての留意点などについてご講演いただき、ユスロン大使からは、日・インドネシア間の協力推進に当たってのインドネシア側の期待・優先事項等について

ご講演いただくことになっております。

引き続き、兵頭常務に加わっていただき、企業サイドから見たインドネシアの法規制などの問題点、ビジネス界の立場から、日・インドネシア間の法的側面における協力の意義、協力推進分野における優先事項についての考えなどの観点も加え、両大使と共に鼎談していただくことになっております。

インドネシア、日本のそれぞれにおいて、特命全権大使としてご勤務され、あるいは、現在ご勤務されておられる両大使からご講演をいただき、また、インドネシアにおいてビジネス界の最先端で活躍された兵頭常務も交えて鼎談いただくことは、法整備支援のあり方、政策的課題を考えてゆく上で、我々法律家とは異なる新しい視座、特に政治・ビジネス界を含む大局的見地からの貴重な情報、意見を提供いただけるものと考えております。

第二部では、まず、テイラー教授から、ASEAN 地域内における法整備支援、日本の可能性と挑戦についてご報告いただきます。

教授は、法の支配、法制度改革及び経済発展がご専門の国際比較法の大家で、本年度、我が国の外務大臣表彰を受賞されたオーストラリアにおける日本研究の第一人者でいらっしゃいます。

また、ラオスからはチャンタリー様、ベトナムからはズン様、お二人ともそれぞれの国において第一線でご活躍の法律家でいらっしゃいますが、各国における法司法分野に対する日本のこれまでの支援の成果と、今後必要となる支援についてご報告をいただきます。

第三部では、第二部でのご報告、情報共有を受けまして、この3名の方に、法務省、JICA の関係者をパネリストとして加え、法務省特別顧問の横田先生にモデレーターをしていただきながら、第一部の講演、鼎談の内容も踏まえて、ASEAN 地域における法整備支援のあり方について深くディスカッションをしていただきたいと思います。

最後に、この場をおかりしまして、本連絡会にご

支援を賜りました最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、公益財団法人国際民商事法センター、その他多くの皆様から、日ごろ当法務総合研究所の活動に多大なるご支援を頂戴しておりますことに改めて深く感謝を申し上げますとともに、本連絡会が我が国関係者による法制度整備支援の一層の発展に資するものになることを心から祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

富吉賢一独立行政法人国際協力機構（JICA）理事挨拶

本日、法務省法務総合研究所と共に、第17回になります法整備支援連絡会を開催することができ大変喜ばしく思っております。JICAを代表いたしまして、開催にご尽力いただいた関係者の皆様方に感謝を申し上げたいと存じます。

また、基調講演を引き受けていただきました鹿取大使、ユスロン大使を始めとする、登壇される方々に心より御礼を申し上げます。特に、テイラー教授、チャンタリー裁判官、ズン弁護士には、遠路はるばる日本までお越しいただきましたことに深く謝意を表したいと存じます。

今年の法整備支援連絡会のテーマは「ASEANと法整備支援」でございます。これは、非常にエポックなテーマでございます。皆様ご存じのとおり、昨年末、ASEAN共同体、特にASEAN共同体の中でもASEAN経済共同体、AECの発足がございました。

このASEAN共同体が、今後発展し、日本と共に大きくなってゆく中で、法制度というものが非常に重要になってくると考えているところです。

私も今JICAでこの法整備支援分野の担当をさせていただいておりますけれども、昨年9月末まで4年間ジャカルタに駐在をしておりまして、今日お話をいただきます鹿取大使、あるいは兵頭常務と一緒に進出企業の支援をしておりまして、その中で大きな企業経営上の問題点として法制度に関わるものがございました。立法のみならず法制度の運用面

をどうしてゆくかというところが非常に重要であり、大きな課題になっております。

こういった状況も踏まえ、JICAといたしましては、法務省を始めとする国内関係機関の方々のご協力を得まして、法の支配の促進、これをテーマに様々な協力をしてきております。

アジア地域に関しましては、1996年にベトナムへの民商事法分野の協力からスタートいたしまして、今年で20年になるわけで、アジアを中心として多くの優秀な法曹人材を育成して、途上国における法の支配の促進と定着に貢献できているのではないかと考えているところです。

この96年のベトナムを皮切りに、これまでASEAN地域では、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーそれぞれで技術協力プロジェクトを実施してまいりまして、行政官、裁判官、そして弁護士、あるいは大学で教鞭をとる教育者に至るまで、様々な幅広い法曹人材の育成を図ってきたところでございます。

さらに、昨年12月からは、知財分野においてインドネシアで新しいプロジェクトが始まりまして、JICAといたしましては、このプロジェクトで、法令間の整合性の確保という新しい法制度整備の分野にも取り組んでゆくことにしております。

今回のテーマは、ASEANでございますけれども、今後ASEANで培いました知見も活用いたしまして、アフリカにおける法制度整備支援にも関わってゆきたい、積極的に貢献してゆきたいと考えているところでございます。

このようにJICAとしても、この分野は積極的に重点を置きたいと考えておりますので、本日は、私も皆様方のお話をお聞きして、勉強させていただきたいと考えております。ご参加の皆様方にとって、この連絡会が有意義になることを祈念いたしまして、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。

【第1部】

鹿取克章元インドネシア共和国駐劔日本国特命全権大使・元ASEAN担当大使（外務省参与）講演

本日は、このような権威のある会議に参加させていただいて、本当にありがとうございます。この会議では、多くの専門家の方々が専門的観点からご議論をされてこられましたし、また、これからも議論があるものと承知しておりますので、私からは少し総論的な立場から日本とASEANの関係の重要性、あるいは日本とインドネシアの関係の重要性、それから、日本としてこれからASEAN、インドネシア等との関係を更に深めてゆく上でどのような点を念頭に置けばよいかということについて私見を述べさせていただきます。

まず、ASEANについてですが、既にお話がありましたように、昨年12月31日、政治・安全保障、経済、社会・文化、この3つを柱とするASEAN共同体が発足いたしました。ASEANにとって大きな節目が参りました。

ASEANは1967年から着々と様々な分野に協力を進めてきており、昨年12月31日は、1つの大きな節目ではありますが、やはり通過点の1つで、ASEANはこれからも協力と統合を更に進める努力を継続してゆくこととなります。

考えてみますと、ASEANは、これだけ多様な地域、複雑な地域であり、政治的にも非常に多様です。経済的にも大きな違いがありますし、文化的にも様々です。宗教もイスラム教、仏教、キリスト教、ヒンズー教と様々で、言葉も違います。このような地域がここまで協力を深めてきたということは、国際社会にとっても、我々の歴史にとっても大変なことだと思います。

しばしば共同体という場合に、我々は欧州共同体について語りますが、欧州とアジアはやはり様々な面で異なりますし、欧州共同体も非常にすばらしい発展を遂げてきましたが、ASEANは、欧州共同体に勝るとも劣らない重要な発展を遂げてきましたし、国際的な意義も非常に大きいと思います。

ASEANがなぜ重要かと考える場合に、少なくとも

も4つの要因があると思います。

ASEANは、我々にとって、世界にとって、成長のハブとして機能しているし、また、協力のハブとしても機能していますし、また、安定のハブとしても機能していると思います。こういう3つのハブ機能をASEANは果たしていると思いますし、また、ASEANの様々な経験、特にこれだけ様々な要素を統合して発展してゆくということは、寛容性の産物です。ASEANはしばしばこのことについて「Unity in diversity」という言葉を使います。こういう様々な要素をまとめて発展してゆくということは、本当に様々なポジティブなシグナルを世界に与えていると思います。

もちろん、過去においては様々な問題があったことは事実です。対立もありました。しかし、そういう対立を乗り越えて、これだけ様々な要素をまとめて発展しているASEANというのは、我々にとって極めて大きな意義があると思います。

それぞれについて若干触れますと、まず第1に「成長のハブ」ですが、ASEANの2015年度成長率の見通しは、1つの試算では4.4%程度で、少し低下しています。世界経済全体、あるいは中国経済の停滞によって少し停滞気味ですけれども、2016年は、4.9%程度ということで、また増加傾向が予想されています。

ASEANの1人当たり国民所得GDPは、2014年は約4,135ドルで、これは非常に高いと思います。また、ASEANの強みは、何といたっても、1つは人口の若さと、それから、もう1つは中間層がどんどん増加していることで、これは、やはり世界経済にとってASEANの持つ大きな魅力であると思います。

また、ASEANは、経済面でも様々な協力を続けていまして、自由貿易協定、あるいは経済を包括する協定等は、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドと結んでいますし、また、ASEAN10か国と、これら6か国との間では包括的な経済連携、RCEP（東アジア包括的経済連携）と呼ばれていますが、この交渉も続けています。そう

いうことで、ASEANはこれからも多くの国の関心、あるいは投資を呼ぶものと思います。

もちろんASEANには課題もあります。電力を始め交通分野のインフラ整備、あるいは生活関連、上下水道、環境関連、これらのインフラ整備はASEANにとっては喫緊の課題であると思います。

また、一層の工業化、あるいは投資環境の整備、人材育成、あるいは格差是正など、ASEANには、課題はたくさんありますが、裏を返せば、我々ASEANのパートナー諸国にとっては大きな協力の機会を提供するものですし、また、ビジネスチャンスの意味するものであると思います。

特に、投資環境整備では、先ほども法整備支援の話が出ましたが、こういうソフトの分野の支援というのは、我々にとって、これからますますASEANとウィン・ウィン関係を作ることができる分野であると思います。

第2の「協力のハブ」ですが、ASEANを中心に様々な国際的な協力の枠組みが存在します。例えばASEANプラス・ワンです。ASEANプラス・ワンというのは、ASEANのパートナー諸国で、日本はもちろんそうですし、中国であるとか、韓国であるとか、オーストラリアであるとか、アメリカであるとか、インドであるとか、多くのパートナー諸国があります。ASEANプラス・ワンという仕組みの中で、ASEAN10か国とそのパートナー諸国との色々な問題について協議、あるいは協力をする枠組みがあります。

それから、ASEANプラス・スリーという枠組みもあります。スリーというのは、日本と中国と韓国、そしてASEAN10か国ですけれども、この13か国が様々な問題について協議する枠組みがあります。この枠組みは、1997年のアジア通貨基金について特に活発に活動しておりますけれども、既に金融分野などにおいては重要な成果を収めておりますし、また、他の分野でも協力が行われています。

それから、ASEANを中心として存在する枠組みとしては、東アジアサミット（EAS）というものがありまして、そこにはASEANの10か国プラス日

本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド、それから、近年、アメリカとロシアも参加して18か国の枠組みがありますし、また、やはりASEANを中心として二十数か国が参加する、ASEAN地域フォーラム（ARF）という組織があります。この組織では、予防外交であるとか、災害問題についての共同対処であるとか、安全保障問題についても協議を行っております。

このように、ASEANを中心として幾つかの枠組みがあって、ASEANはその中で運転手の役割、我々は後ろに座っているとよくいわれますが、ASEAN主導の色々な枠組みがあって、このようにASEANは協力の重要なハブになっています。また、これは、ASEANが中心というわけではありませんが、ご承知のとおりAPECがありまして、これにはミャンマーとラオスとカンボジアを除く、ASEAN諸国が入っています。

このように、ASEANは、国際社会において、あるいはこの地域において、協力の重要なハブになっていますが、このようなASEANがこの地域の協力のハブとして活動している背景には、私は、やはりASEAN自身の、ASEAN各国の、非常にすぐれたバランス感覚、あるいは、プラグマティックな外交姿勢、非常にすぐれた政治感覚などがあると思います。こういうASEANの様々な性格を踏まえて、ASEANは今協力のハブとして、この地域において存在しています。

また、第3として、ASEANは、重要な「安定のハブ」になっていると思います。今お話したような協力がASEANを中心にして行われていること自体が、国際社会、あるいはこの地域にとって極めて重要な安定要因であると思いますが、ASEANは、特に10か国に拡大してからは、西はミャンマー、東はフィリピンと非常に大きな領域をカバーしています。海洋面積も広いですし、その中には重要なシーレーンもたくさんありますが、この非常に重要で、かつ広い空間が基本的に平和な空間になっているということは、極めて重要なことであり、そういう意味で、ASEANはまさに安定のハブになっているといえま

す。

今、申し上げましたように、ASEANの重要性というのは、様々な面があると思いますけれども、この成長のハブ、協力のハブ、安定のハブ、それから発展のハブは、非常に重要な役割であると思います。

さらに、第4として、ASEANというのは、非常に多様な空間ですけれども、この多様な空間が寛容性を協調しながら、また、様々な立場を協調しながら、共に発展してゆくという姿があります。私が赴任していたインドネシアの人口の9割はイスラム教徒の方々ですけれども、インドネシアは、非常に穏健なイスラムを代表しているという意味で、国際社会に対しては重要なメッセージを発信していると思いますし、様々な意味においてASEANは、貴重な経験と実績を世界に発信できる立場にあるのではないかと思います。

今、ASEANの重要性、なぜ重要かということについて、私の考えを申し上げましたけれども、今後ASEANと友好協力関係を更に深めてゆくためにはどういうことに留意したらよいかについてお話しします。この点については、皆さん既にご承知の点ばかりかと思いますが、まず、1つは、国際社会は非常にダイナミックに発展していますので、我々も常に国際社会のダイナミックな展開を踏まえて、広い視野を持ってASEANと協力関係を構築していく必要があると思います。

冷戦構造の崩壊について、1989年にベルリンの壁が崩壊して90年、91年と国際社会は大きな変動を迎えましたが、この「冷戦の崩壊」ということを我々がいう場合に、やはりヨーロッパに着目されることが多いと思います。ドイツの統一があったり、ソ連の崩壊があったりですが、この冷戦の崩壊は、アジアに対しても非常に大きな影響を及ぼしました。冷戦の崩壊後、ASEANは6か国から10か国に拡大して、メコン諸国もメコン地域もASEANに含まれることになり、ASEANは非常に大きくなりました。陸の国境をインドと中国とも接する非常に大きな共同体になりましたし、また、かつて中国は、インドネシアとはしばらく外交関係がなかったの

ですが、冷戦が崩壊して、1990年には中断されていたインドネシアと中国との外交関係もまた戻りましたし、シンガポールと中国との外交関係も戻りました。また、インドネシアでは、1997年、98年の頃は、国内で時々騒動があつて、中国系の市民と他の市民との衝突もありましたが、その後、そういう問題も克服されて、21世紀に入ってからにはインドネシア社会もますます安定してきて、今では、中国はインドネシアにとっては最大の貿易パートナーにもなりましたし、そういう意味で、国際社会はダイナミックに展開しています。我々としても、そういうダイナミックな展開を常に踏まえておく必要があると思います。

また、冷戦構造の崩壊と共に、ご承知のとおり、グローバル化して、IT技術も発達し、本当に世界は狭くなりました。かつて東南アジアにおいては、日本は戦後賠償の経緯もありましたので、日本と東南アジア諸国の関係は様々な面で非常に強かったと思いますが、今では、東南アジアは本当に国際化されており、アメリカにとっても、ヨーロッパにとっても、そして中国にとっても、東南アジアは重要な国になっておりますので、我々もそういう新しい展開を踏まえて、プレーヤーが増えた中、様々な新しい協力関係を作り、例えば欧州と協力する、アメリカと協力する、あるいは中国と協力するなど、広い視点で、東南アジアにおいてこれから更に良い協力関係を作ってゆく必要があるのではないかと思います。

また、そういう協力関係を作ってゆく場合には、もちろんウィン・ウィン関係を常に考えなくてははいけませんし、また、先ほどからお話がありましたように、制度面、ソフト面の協力も極めて重要だと思いますので、法律面の協力はこれから、本当にますます重要になると思います。

2つ目に、私が個人的に思いますのは、これから更に色々な協力を構築してゆく中で、人と人のつながりが強化されるような協力が重要ではないかと思っています。かつて、留学生交流は盛んでしたが、日本への留学生の数も相対的には減ってきております

し、どうやって人と人とのつながりを色々な協力の関係でまた強化してゆくかということは、非常に重要な要素だと思います。そういう意味では、この法整備支援の交流も、人と人をつなぐをも支えてゆくことができるという意味で非常に重要な協力ではないかと思います。常に新しい協力関係を積極的に模索してゆくと、よりフレキシブルな発想でものを考えてゆくことはますます重要になります。

留意すべき3点目としては、やはり常に対等のパートナーとしての視点を維持することであると思います。先ほどもお話が出ましたが、我々が他国と協力するときには、やはり常にウィン・ウィン関係を意識して、我々の強みとパートナーの強み、これをどううまく生かしてゆくかということを考えることが必要であると思います。

我々がASEANから学ぶことも非常に多いと思います。ASEANにはASEANの発展の歴史がありますし、その発展の歴史の中で培われてきた様々な体験、経験は非常に重要であると思います。

私はインドネシアにおりましたが、よく日本人とインドネシア人は性格が似ているといわれます。我々は、お互いに、余りイエス・ノーをはっきりいわないで、お互いに気心で対応しようとし、余り白黒をつけることなく、何とかうまく調和を図ろうとするのですが、そういう面では、非常に似ているところがありますし、日本人も面子にこだわる場所が多いですけれども、インドネシアの方も面子は重要であり、プライドもあります。

そういう意味では、日本人とインドネシア人は似ているところが多いので、協力する上で良い面もありますが、私が思うには、そのあたりは似ているのですが、我々がインドネシアから学べるのは、インドネシアの人は、より自分とは異なるエレメントを吸収する、あるいはそういうエレメントと共存するのが大変うまいということであると思います。インドネシアでは、人々は、今までの生活の中でいろいろな異なる要因と一緒に生活して、対立もしたかもしれませんが、それを乗り越えて共存関係を作っており、そういう意味で寛容性というか、あるいは自分

とは異なる立場、あるいは自分とは異なる性格をうまくまとめるということは、私は、インドネシアの方が日本人よりすぐれていると思います。我々ももちろんファイティングスピリットを持っていますが、インドネシアの人も、非常にファイティングスピリットの強い民族だと思います。4年間の独立戦争を経験し、様々な歴史の経験を経てきています。これはちょっと単純化し過ぎるかもしれませんが、東南アジアは、世界の歴史の上ではよりいろんな交流の交点にあった可能性があります。したがって、歴史の中ではいろんな人と協力したり、ぶつかったりして、ある意味で交通の要所にあった東南アジアの方々の持っている経験というのは、やはり我々にとっても、大変役に立つのではないかと思います。

そういうことで、インドネシア、あるいはASEANの方々から我々は習うことはたくさんあると思いますので、やはり常に対等の視点と、そして、お互いの強さを生かした協力を常に探究する価値があると思います。

私の持ち時間は、もうそろそろ終わりで、インドネシアにつきましては、ユスロン大使もおられますし、また、兵頭常務もおられるので、また後の鼎談の時に付言させていただきたいと思います。若干だけいわせていただきますと、インドネシアでは3年4か月暮らして、大変良い思いをさせていただきました。日本との交流が非常に長くて、非常に温かく迎えていただきましたし、様々な分野で日本とインドネシアとの協力関係は進んでいると思います。

ASEAN全体と日本は、もちろん緊密な関係を持っていますが、私はたまたまインドネシアに生活して、本当に日本とインドネシアの関係は深いと思いましたし、協力の分野は大きいと思いましたし、お互いの親近感はとても強いと思いました。ぜひこのような点を生かして、日本とインドネシア、日本とASEANの関係を更に深めることができればよいと思っています。簡単ですが、私の話はここで一旦中断させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ユスロン・イーザ・マヘンドラ日本国駐節インドネシア共和国特命全権大使講演

ご出席の皆様、おはようございます。ご紹介していただきました駐日インドネシア大使のユスロンでございます。

本日は、このような立派な舞台にお招きしていただきまして、本当にありがとうございます。

私は、ここでインドネシアへの海外投資、あるいは外国資本に対する政策に関して話を絞って進めたいと思っております。その中で、当然ながら法律の課題、問題なども出てくるものと思っております。

まず、この話を進めるためには、2015年を簡単に振り返りますと、3つのことがあります。まずは、先ほど富吉様も、鹿取大使様も触れられたASEAN統合ということに関して話をいたします。

ASEAN共同体、中でもASEAN経済共同体(AEC)の話なのですが、2015年のインドネシア政府の投資、特に海外投資への政策、そして、2015年の私の大使としての個人的な経験、特に投資に関して話をしたいと思っております。

まず、ASEAN共同体ということですが、ASEAN統合の目的は何かというと、ASEANの競争力を高めるためにAECというアイデアが出て、実現しました。ASEANの競争力を高めるということは、ASEAN対海外のことなのですが、問題、ASEANの中はどうかということなのです。

確かにASEAN内に国家そのものはまだありません。簡単にいうと、それは飛行機と同じようなものではないかと思っています。日本国内には、ANAという航空会社があり、JALもありまして、インドネシアにはガルーダがありますが、飛行機自体は、同じ飛行機、例えばボーイング777かもしれません。その上で、同じ飛行機を持った者同士が何を競争するのでしょうか。そこにはサービスというものが考えられます。同じ飛行機でも、航空会社によって提供されるサービスは様々です。

投資についても同じことで、投資するために、インドネシア、マレーシア、ミャンマーなどでどこが一番簡単か、どちらが一番安心かということに関し

てASEAN諸国は競争するのではないかと私は思っております。

ですから、ASEAN統合ということに関しては、ASEANの競争力を高めるためにASEAN内ではどうすればいいか、インドネシアの立場としてはもちろんインドネシアの観点から話をしたいと思っております。

それは、ビューティーコンテストと同じじゃないかと思っております。ASEAN10か国は女性と同じく、お化粧をしなければならない、それと同じで、インドネシア政府は競争原理を勉強しなければなりません。

先ほど鹿取大使もいわれたとおり、競争ばかりだとももちろんまずいのであり、協力する必要がある場合には協力しましょう、競争する必要がある場合には競争しましょうということが大切です。それでは、ASEAN内の競争を高めるためにどうすればよいか、この観点から、私はインドネシア政府のインドネシアへの投資政策に関して話を進めます。

皆さんのお手元には、資料をお配りしましたが、2015年、インドネシア政府は8つの新しい外資政策を発表しました。

私の大使としての個人的な経験ですが、たくさんの日本企業の社長さんなどが東京のインドネシア大使館に来られ、いろんな話をお聞きしました。良い話ばかりではなく、問題があるときに何とかしてほしいという話もありました。

インドネシアに投資する場合にはどういうことが問題となっているのか、良くないこともお話ししようと思います。良くないことは、改善することができるのであり、改善する必要もあります。

ご存じのとおり、インドネシアに投資する場合には、手続のために、3か月、半年、1年も時間がかかったという話が確かに昔はありました。しかし、2015年において、インドネシア政府はインドネシアに投資するためには、3時間でできるという施策を成し遂げました。

昔は確かに手続のために24か所の、例えば法務省、また、別の場所に行かなくてはなりませんし

た。24か所に行かなくてはならないので、確かに1年も時間がかかったかもしれませんが、今は投資額による制限はありますが、3時間だけで許可が出るようになりました。

そして、以前は確かにインドネシアでは、賃金が非常に不安定な問題でした。労働組合も毎年この問題を取り上げてきて、政治としても頭が痛いことです。会社は簡単に賃金を上げることができない状況にあります。インドネシア政府は、労働賃金に関してはどういう方法で高くするか、インフレなどに合わせて計算する仕方も知っていますから、労働組合も単に高い給料を要求するというのもなくなっていると思います。

先ほど述べましたように、インドネシア政府は、8つの政策を実施し、これらの政策を通じて、インドネシアはASEAN内において競争力が高くなりました。ASEANだけではなく、海外に対しても競争力が高まることを期待しています。

今、インドネシアの経済はどうなっているのでしょうか。世界経済の成長は、ご存じのように鈍化していますが、特に中国の経済成長が鈍くなって、そして、ロシア、ブラジルでも同じ現象が今起きています。

私の手元にある世界銀行の予測は、2016年の世界の経済成長率は、以前は3.3%だったのですが、今は2.9%に下がっています。確かに当初の予想より低い数値ですが、でも、2.4%であった2015年と比べればまだ高いといえます。そして、世界銀行のデータによると、2016年は発展途上国の成長率は4.8%ですが、インドネシアの成長率は5.3%です。

ですから、このデータを見ると、インドネシアの成長率は発展途上国の平均の上、世界の経済成長率よりも上にあります。先ほどのインドネシア政府の8つの政策がうまくゆけば、この成長率も更に高くなるのではないかと考えております。

先ほど鹿取大使がおっしゃったように、確かにASEANはASEANのみならず、東アジア、そして世界のためにも、発展すると同時に安定しなければなりません。ですから、ASEANが安定すれば、東

アジアの日本、ASEAN、中国という3点の経済の柱も更に強くなると私は思っております。

日本とインドネシアの2国間のことを考えてみると、今までの日本、インドネシアの良い関係が何とか更に良い関係になるようにこのような会議があって、その場で話し合い、意見を交換することにより、先ほどお話ししたインドネシアの外国投資への施策がインドネシアのためにうまくゆき、日本がインドネシアを投資先として選択するなどお互いが良い結果を得るように協力し合うことがますます必要になってくると思います。

もちろん、日本はJICAもあるし、ICDという組織もありますから、日本とインドネシアは法律について協力し合い、それだけではなく、例えばインフレに関する対策などについて日本からの色々な協力を期待しています。資本、技術だけではなく、知識も得たく、特に、新しい法令などを作るときは、日本に相談しながら作った方がよいのではないかと私は考えております。

日本とインドネシアの関係は将来的にどうなるかということ、日本のインドネシアへの投資も統計からすると、2015年は2014年と比べれば、非常に増加しました。しかし、実施された分ではまだ、26%以上増加したにとどまっています。

また、両国のビザ免除が実施されてから、確かに人間の交流も、ただインドネシアから日本だけではなく、逆の方向も増えています。

2015年に、インドネシアから日本に来た人々は、36%増えました。このままゆくと、もしかして4年後か5年後か、日本に来るインドネシア人がインドネシアに行く日本人よりも多くなるかもしれません。

このようなことから、確かに日本とインドネシアの将来的な関係は、更に良いものになると私は信じております。時間が来ましたので、ここで私の話を終わりにしたいと思っております。どうもありがとうございました。

鹿取元大使・ユスロン大使・兵頭常務による鼎談（進行役：阪井光平法務総合研究所国際協力部長）

[阪井]

この法整備支援連絡会も今回で17回目に当たり、法整備支援を主にしている人たちの情報交換の場という性格は大きいのですが、今回は外交の分野で長く活躍されているお二人に、また、実業界で今も活躍中の方に来ていただきまして、我々に対して外から非常に有益なお話をいただきたいと考えており、そういう観点から後半の部も進行させていただきま。まずは、後半から加わっていただく兵頭常務から、ご経験に基づかれて、企業サイドから見たインドネシアにおける法規制などの点で、こういうところが問題だったということを描き、こういうところが改善されれば、日本企業の活動の場もますます広がるのではないかと、私たちが法整備支援に携わる者にアドバイスをいただきたく、よろしく願いいたします。

[兵頭常務]

ただいまご紹介に預かりました住友商事の兵頭でございます。

私も会社に入りましてインドネシアにおけるビジネスに関わるようになり、既に三十数年たっておりますけれども、1980年代の後半からでしょうか、その当時、スハルト政権のもとで目覚ましい発展を前にした、飛行機に例えれば滑走路を駆け上がるような段階をインドネシアが総力を挙げて取り組んでいた時代から、その後、先ほど鹿取大使からのお話もございましたが、アジア通貨危機前後の混乱の時期を経て、これは奇跡だと思うのですが、あれだけ多様性のある多民族国家で、多宗教、異質な文化を国の中に抱えながらも大統領を直接選挙で選ぶという民主主義を実現しているすばらしい国に発展してゆく模索段階も、私は、ジャカルタにずっと駐在したり、長期出張をしたりしていろんな経験をさせていただきました。

その中で、苦労したことを話し出すと、恐らく明日までかかってしまい、時間が足りないと思います。ただ、インドネシアのことについて語る前に、我々

日本人、現地で活動を行う企業人として、反省も込めて、まずお伝えしなければならないと思っているのは、やはりインドネシアという国に進出させていただいて、そこで我々の企業活動をさせていただくことによって、その地域の発展に貢献するという自分たちの立ち位置をまず忘れてはならないということ、この十数年の仕事を通して改めて認識させていただいたということです。

私も十数年前、二十年前は勘違いしておりましたが、どうしても商売をしておりますと、そこでもうけるというところが目の前の課題としてあるわけで、あくまでもそこで、企業として発展してゆくというのは結果論であって、何をそこでやるのかと、そこをしっかりと考えながら日々企業の文化を高めてゆく必要があるのだらうと思っています。

そういったマインドセットの上で、今、経験を踏まえて、企業から見たインドネシアの課題を幾つか話させていただきたいのですが、まず、当然ですけれども、企業がそこで投資を行うに当たっては、持続的に長期にわたって安定的に成長を目指してゆくことが非常に大切なことだと思います。

かつ、企業としての発展は、共に発展することが非常に重要な要素ですので、我々の経営資源である人・モノ・金、この資産をどのように安定的に長期にわたって増やしてゆくか、豊かにしてゆくかということ、その地域社会と共に考えてゆく、その基盤作りが非常に大事だと思います。

この基盤づくりは、もちろん今日のテーマであるリーガル・フレームワークということも1つの大切な要素だと思いますが、そのフレームワークを運用する人、これは、そのルールの下で活動する我々、企業人としての人と、その法律をしっかりと制定して、レギュレートする立場にいらっしゃる政府、これは中央政府のみならず、今インドネシアでは、地方自治が進んでいますので、自治政府である地方政府にも当てはまりますが、これら政府と運用上のより良い対話をしてゆくということは、口でいうのは簡単なのですが、非常に難しい現実がございます。

これを実現することによって、我々の現地におけ

る企業活動が発展し、安定して、将来が見通せるようになることが非常に大事なことだと思います。

ちょっと概念的に申し上げましたが、裏返して申し上げますと、それらにぶち当たりながら、一部上場の大企業のみならず、今、その産業を支える裾野産業、中小企業の皆さんが必死になって現地で活動を開始されている、あるいは取り組んでおられるという事態がありますので、そういった活動を支えていただくような制度、それと人の育成、そこが一番重要なことではないかと私は思います。

[阪井]

今、長期的、安定的に日本の企業が現地で活動し、かつ地域と融合するためのお話をお伺いしましたが、もう1つ、兵頭さんに、住友商事のみならず、ジャカルタジャパンプクラブの理事長として様々な会社、企業の方々と接する中で、何か法律の面であるとか、手続の進行の面などでこういうことに問題があったということ、直接的、あるいは間接的に聞かれたことがあるかもしれず、この後の議論に資するために、エピソード的なものを紹介していただければ幸いです。

[兵頭常務]

ジャカルタジャパンプクラブという商工会議所の組織がございまして、大使館の方と日本政府の皆様と協力しながら、小泉政権の時代だったと思うのですが、戦略的対話を両国間でしてゆこうという活動が始まったと記憶しております。

そのフレームワークの下で色々な法律上、あるいは制度上の、日本企業が目線からの発信をずっとしてきています。その重要なテーマは、3つあると思います。

1つ目は、ユスロン大使からも出ましたけれども、労働問題です。インドネシアは、経済発展を大きく遂げようとしている、まさにASEANの盟主だと思わうのですが、当然のことながら、発展段階における社会格差、地域格差などいろんな格差の問題から発する労働問題、我々外国企業が活動する上で、非常に大切な我々の従業員と共に発展する上で抱えている矛盾に対応する、いろんな側面での労働問題が今

起こっております。これにどう対応してゆくか。これが制度上も非常に重要な要素としてあると思います。

2つ目は、先ほど両大使よりお話いただきましたASEANにおける経済活動、これが今後も非常に重要になってきます。すなわち、人・モノ・金の連結性、移動、これを非常に効率的に担保してゆくということが大事な要素だと思います。特に、モノの観点で申し上げますと、例えばインドネシアにおける自動車産業ですが、日本で走っている日本車よりもインドネシアで走っている日本車の数の方が全車に占めるパーセンテージが高いという実態がございまして、それだけ日本の自動車産業が非常に大事なのですが、アセンブルをジャカルタで行うために、タイ、その他のASEAN諸国で製造した部品を大量に輸入しています。そこで、関税問題という制度上の問題があり、これが課題として長年議論されておまして、引き続き取り組んでゆかなければならないテーマだと考えております。

3つ目は、人の問題でございまして。人の移動も非常に重要な要素です。インドネシアの国策として、自国民の幸福をより追求して国益を守るという観点でのビザの規制の問題があります。他国籍の人が活動して、より競争力を高めてゆくとこの観点での企業活動を追求してまいりますと、より良い人材を企業で採用してゆくという課題に取り組まなければなりません。当然、インドネシアの国益をしっかりと考えながら、採用の面でも、人材育成の面でも、我々企業人としても努力してゆくことが欠かせないわけですから、そのあたりのバランスをとる必要性についての課題が今あると思います。

[阪井]

今、指摘された3つの問題を含め、兵藤常務には企業の立場から発言をいただいたわけですが、鹿取大使にもご在任中にそのような観点から色々なお声が耳に入り、大使自身も経験されたと思われませんが、それを在外で支える大使館に勤務されていた日本国の代表者として、どのように対処されていたかということについて、コメントいただきたいのですが。

[鹿取大使]

各論に入りますと、やはり企業の方々にとって、問題が起こるといことは仕方がないことです。インドネシアと日本では、各論に入ると考え方の違いや、あるいはプライオリティー付けの違いがあり、また、インドネシアには制度上曖昧なところがあって、問題は起こります。現に、日本とインドネシアは、本当に経済面では緊密な関係がありますけれども、常に何らかの問題は個別に生じています。

私が感じた一番重要なことは、その問題を解決するに当たって、人と人の、いわゆるインドネシア当局と我々、そして、日本の企業の方とインドネシア当局の信頼関係を築くということでした。

ブリッジできないような違いが、時にはあると思われませんが、お互いがグッドフェイスで議論する上では、本当に人間関係が相互の信頼によって支えられているという点が重要ですし、感情的にも相手を何とか理解してあげようとか、何とか問題解決を図ろうとかいう気持ちが双方にないと、法律がこうなっているとか、条約がこうなっているといっても、なかなか解決が難しいことがあります。総論的ですが、やはり私が一番重要だと思ったのは、常日ごろから日本の企業の方とインドネシアの関係する当局の人たちや大使館と普通に話ができる関係を作っておくことです。そういう意味で、今兵頭さんが言われた戦略的対話もそうですが、商工会議所たるジャカルタジャパンクラブにおいては、インドネシア政府と定期的に対話するチャンネルができていましたし、これは非常に有意義なことだったと思います。

様々な問題がそこで提起され、現に幾つか重要な問題が解決されましたが、解決できなかった問題もありました。私の頃から抱えている問題もまだ残ってはいるとは思いますが、根源にあるのは、そういうお互いにストレートに話し合っ、かつお互いに何とか解決しようという雰囲気を作ることができる枠組みを維持することが大切であるという気がしました。

[阪井]

今、兵頭常務と鹿取大使からいただいたお話を踏

まえまして、ユスロン大使に、提起された課題につきまして、インドネシア側はどのようにお考えか、お話ししたいと思えます。

[ユスロン大使]

先ほど兵頭様が述べられたように、経済発展については、確かに3点の大事なものがあります。それは、人・モノとお金の流れです。順調に流れると経済活動も経済発展もうまくゆきます。でも、逆にストップしてしまうと、発展を止めてしまうかもしれません、この3つがうまく流れるようにどうすればよいかが大切です。

先ほど鹿取大使もおっしゃったように、結局信頼関係を築き話し合うことが大切です。問題があるときに、人間と人間の関係は、Aさんにとっては良いことをしたと思ったものの、Bさんにとっては良いことではないという風になってしまいます。これは古い話ですが、ある夫婦は毎朝パンを食べていて、実は、旦那さんはパンの耳の方、外側が大好きでした。奥さんは、旦那さんはそのパンの真ん中の方が好きなのだろうと思って、毎日、パンの耳の方だけを食べていました。そのようなことが10年、20年と続いた後、ある日二人はけんかをし、奥さんは、「あなたのために、この20年間、パンの耳しか食べなかったんだよ。」と泣きながら言いました。それに対し、旦那さんは、「本当は、耳の方が好きなんだけど、おまえのためにパンの中の方を食べていたんだよ。」といいました。結局、二人が最初からきちんと話をしていたら、こんなばかなことは起こらなかったはずです。

これは変な例えかもしれませんが、話し合うということがいかに大事であるかは、結婚生活の中だけではなく、経済活動においても同様であると思っています。

先ほどのお話は、3点のものがうまく流れるように、うまくゆくために、話し合いということがキーワードになっておりますが、ぶつからないように、衝突しないようにするにはルールが必要で、それが法律なのです。

まさに法律について、今、我々がここで話をして

いるのですが、もちろん、今日ここで話をして全ての問題を解決することはできませんが、話し合いを続けてゆくと将来的にはぶつかるということも少なくなり、相互理解、相互信頼が高まり、両国間の色々な問題が解決するのではないかと思います。

[阪井]

日本が去年の12月に新しい形の法整備支援をインドネシアで始め、知的財産権につきまして、一応ターゲットが当てられていますが、そのみならず、様々な法令間の整合性の問題などを今後改善してゆくために、両国間の協力関係を深めてゆこうと考えています。日本が、JICA・法務省がそういう形で法律の整備という面において、インドネシアと協力するということが本格的に始まったわけですが、企業の立場から、ここの点に期待したいとか、こういうところがあればよいのではないかと、我々が気づきにくいところを兵頭常務に教えていただけましたらありがたいのですが。

[兵頭常務]

実は、アジア通貨危機の時に、私はまだ課長になる前だったのですが、インドネシアであるプロジェクトを担当しておりました。3,000億円規模の大きなプロジェクトであったものですから、当然ですけども、関連する許認可関係、あるいはそのプロジェクトを取り巻くインドネシア政府の政策そのものをしっかり議論した上で、それを実行に移すときの法的枠組みを確認した上で体系的に一つの有機的な形にまとめ上げないと国際的な金融ファイナンスパッケージもなかなかまとまらないという課題がございました。

その時に、このプロジェクトを支える特別なリーガル・フレームワークを作ってくださいという話をまずインドネシアの当局に申し入れたわけですが、「インドネシアで仕事をするのであれば、インドネシアの法律を尊重してください。」とのすごくシンプルなメッセージが返ってきました。

まさにそのとおりなのですが、インドネシアにおけるこのプロジェクトを外国投資、融資を得ながら実行するには、インドネシア政府としても法整備の

観点で修正いただかなければならないポイントもありますという会話を、担当の方とさせていただきました。

先ほどからお話に出ていますが、こういった話をさせていただきたいと申し入れると、聞いていただけるわけです。まず話を聞こうということで、政策対話の場でもそうでしたし、個別に私どもプライベート・セクターの特定企業の立場でインドネシアの中央銀行にも伺いましたし、財務省にも伺いましたし、労働局・工業局にも伺いまして、いろんな話をさせていただきました。

ただ、インドネシアにも既存の法律がございまして、解釈の仕方、憲法を頂点にしたしっかりした法体系にその法律をしっかりと埋め込んでゆくと、恐らく我々自身もそれにアジャストしてゆく方法を見つけることができると思います。そういった工夫をしながら、対話を通して法律に我々を合わせてゆく努力をすることが重要なのだと、その時経験させていただきました。

ただ、最後の最後で、クロスボーダーでのファイナンスをしっかりとヨーロッパの銀行、アメリカの銀行、日本の銀行にお金を貸し込んでいただくという投資をまとめるためには、一定の国際基準に照らした修正も当然必要になってまいりますので、そのあたりの、我々が譲歩すべきこと、あるいは、ここは国際標準に合わせていただかなければならないこと、そのようなメリハリをしっかりとつけながら、本質的な対応をしてゆくということが重要なのかなと思います。

[阪井]

インドネシアの法令を尊重するとして、それに対するアクセスなのですが、恐らく商社におかれましては、中の法務部、あるいは外の日本の弁護士さん、あるいはインドネシアの弁護士さんを通じて、法令に関する理解や構造などについて当然探究されたと思われま。兵頭常務の目からご覧になって、法律の下位法令などもきちんとアクセスできるようになっているかということを含めて、法令に対するアクセスという点に関してはどのようにお感じになりま

したか。

[兵頭常務]

最初は分からないというところから始まりましたが、当然ですけれども、行政そのものは縦割りに、非常に体系的になっています。それぞれのガバメントごとに、省ごとに省令という体系を持っていらっしゃると思います。その上に大統領令を始めとする政令が乗ってまして、その上に国会で定める法律がありまして、更にその上に憲法があります。

この非常に秩序正しい法体系になっていると私は理解しているのですが、そこに理解が至るまでは結構大変な時間と労力、現地の法律の専門家、これは恐らく日本の弁護士さんには分からない、インターナショナルローヤー、ニューヨークローヤーにも分からないことがありますので、現地法令との調和の中で我々自身がどう活動してゆくのかということを見出すには、多大な努力が必要で、非常に手間暇かかる作業だと思います。

[阪井]

インドネシアは、人口が2億5,000万人を超える、ASEANの盟主たる大国ですし、法律も兵頭常務がおっしゃったように、ある程度の整備ができているところ、そこで我々が法整備支援に取り組む上でどういう形で行ってゆくのかということは、なかなか難しい問題です。日本の法務省やJICAが今般この法整備支援という形でプロジェクトを開始したわけですが、インドネシア側からしてこういうことを期待したいという点について、ユスロン大使に語っていただきたいのですか。

[ユスロン大使]

日本とインドネシアは、歴史上非常に深い関係にあります。インドネシアはオランダとの関わりが長く、インドネシアの法律制度は、オランダの影響がたくさんあります。日本の場合は、ドイツかもしれませんが、ドイツとオランダは、国は近くても、制度は違うのかもしれませんが。

憲法のお話をすると、インドネシアの憲法制定には日本の役割もありました。そろそろ第二次世界大戦が終わる頃に、インドネシアに独立準備調査会と

いうものができ、インドネシアの憲法は、インドネシア人の当時の法律学者が作ったものなのですが、戦争中のことですから、日本は軍政の協力がなければできなかったと思います。このように、最初からインドネシアと日本は関わりを持ったのですから、現在も、相互理解、相互尊敬に基づいて法整備という協力関係に立てるのであれば、インドネシアに色々と直すべき風習があれば直せるのではないかと考えています。

インドネシア人は、自分の作ったものは全て正しい、素晴らしいと考えがちですが、実際はそのようなことはありませんから、日本側からこういう案があると提示すれば、インドネシア側も何とか考えて相談しながら、問題を解決することができるようになるのではないかと考えています。

[阪井]

鹿取大使は、先ほどのご講演の中で人と人とのつながりが非常に大事だといわれました。この法整備支援というものは、法律関係に携わる者が中心になってくると思われるが、人と人とのつながりを強化する一つのツールになるという趣旨のお話であったと理解していますが、そのあたりから、鹿取大使に、日本の法整備支援に対する期待についてお伺いしたいのですが。

[鹿取大使]

私が先ほど人と人とのつながりについて言及した背景としては、私がインドネシアで勤務していた頃は、日本へ留学したなどの経験を持つ人が多かったということがあります。例えばバンドン工科大学などを訪問しますと、100名ないし200名の先生が日本で勉強した経験があるとか、日本と関わりを持っているとかいわれましたし、また、インドネシアの行政の中でも日本で勉強した方もおられましたし、また、インドネシアの大先輩たちで日本をよく知っている方は多くおられました。最近の傾向を見ますと、日本への留学生はやはり減っています。今、インドネシアにたくさんおられる、日本との関わりの深い方々の大部分は何らかの形で日本で勉強したり、生活したりした経験があるのです。

残念ながら日本への留学生の数は、インドネシアではかなり減っていて、アメリカ、イギリス、オーストラリアという英語圏以外に、最近ではシンガポール、中国と学生の留学先も多様化しています。したがって、現時点での日本とインドネシア関係を見ますと、多くの人と人のつながりが現実のもの、アセットとして存在するのですが、こういうものが今後はだんだん減ってゆく可能性があるのです、これから、またそういう人とのつながりを再活性化する必要がありますと思いますが、それにはいろんな方法があると思います。

幸いお互いの国を訪れる観光客もどんどん増えておりますし、また、介護士や看護師の候補生の方々も日本に来ていますし、また、インターンシップなど様々な形で人と人の交流を増やしてゆければと思います。そういう中で、今進められておられる法整備支援というのは、ASEANの様々な法律の専門家と日本の法律の専門家との間で、こういう法律の分野における新たなネットワークを強化できるのではないかと思いますし、そういうことができればまたすばらしいと思います。そういう観点から、法整備支援はすばらしいプロジェクトであると申し上げます。

[阪井]

今、鹿取大使がいわれたとおり、日本にはインドネシアの大学と熱心に交流されている大学がありますし、日本の弁護士さんもインドネシアとの関係において非常に熱心に活動されております。我々が法務省としてJICAと共に法整備支援を行ってまいりますが、そのあたりの情報もしっかり収集して、人と人の交流がより盛んになるような形で実施してゆきたいと考えています。

[会場からの質問①－島田弦名古屋大学大学院国際開発研究科教授]

大学院の時からインドネシアの法律を専門に研究させていただいて、現在も名古屋大学で教鞭をとっております。

今、兵頭さん、鹿取大使、ユスロン大使の話を聞いていて、特にASEANが統合してゆく中で共通の

ルールを作ってゆかなければならないということ、もう1つは、兵頭さんがおっしゃったように、一方で、インドネシアでは、まだ幾つも法律の問題があるということが印象に残りました。

最近、ニュースを見ていまして、確かにASEAN共同体ができて国際基準に進んでゆこうという動きがある一方で、インドネシアの中で、非常にナショナリスティックな政策がとられているように思います。

例えば外国人労働者について、ハイスキルドレイバー、いわゆる小技能の労働者も含めてかなり規制をしようという法律や条例が作られているように見えています。

先ほど鹿取大使がおっしゃったように、インドネシアの歴史的な政策というのは、非常にプラグマティックだと思うのですが、一方で1998年、99年以降、国会の力が強くなってゆく中で、国会の中ではナショナリスティックな動きがしばしば出てきます。ですから、そこでプラグマティックな政策をとりたい側とナショナリスティックなことを追及したい側が、特に国会の中で、今どういうふうなぶつかっているのかというのを、ユスロン大使にそのような雰囲気を教えていただけるとありがたいです。

[ユスロン大使]

良い質問なのですが、答えるのは簡単ではありません。

ナショナリスティックとプラグマティックの立場ですが、国会はナショナリスティック、政府の方はプラグマティック、そこでぶつかっているということがあるかもしれません。

説明する前にまず背景から入りますが、ASEAN共同体、AEC、シングルマーケットということは、インドネシア国内では、2つの意見に分かれています。

インドネシアは2億5,000万の人口、国境も西から東までの国境は6,507キロメートルで、その距離は東京からジャカルタよりも長く、自分たちに存在感があるということは、たいていのインドネシア人は意識しています。

だから、昔のスハルトの時代には、インドネシアの外交は激しく、非同盟とかバンドン会議とか、自分は弱い者、小さい者ではないという意識があります。残念ながら、経済ではインドネシアはまだまだ発展していないのですが、精神的にはもう発展していると意識しているのです。

ですから、インドネシアは、広い市場があるからオープンにすると、もしかしてシンガポールからの生産品はインドネシアに入ってあふれてしまうかもしれない。逆に、インドネシアからするとシンガポールというあんな小さい市場のために何ができるのかという議論もあります。オープンにするかしないかという考え方も分かれているのですが、背景はそこにあります。

通貨危機の時は、確かに大変な状態でした。通貨が下落して、融資することもできませんでした。その時に、ある政治家は、インドネシアはバラバラになってしまうのではないかといいました。しかし、経済の混乱は確かにありましたが、どうしようもないという状況にはありませんでした。なぜかという、国内市場が広いから、インドネシアの生産品は輸出することはできなくても、販路を国内に見出すことはできる。輸出しないと外貨を獲得することはできず、これで問題解決には至りませんでした。モノを売ることは、国内市場が大きいためにできました。

私は、大使になる前は国会議員だったのですが、政府と国会が一致しないということもありました。インドネシアの政治システムに弱点があるのではないかと思ったこともありました。インドネシアは総理大臣制ではなく、大統領制なのですが、政党がたくさんあって、選挙をすると強い党が出ません。2%しか議席を取ることができないから、連立政権を作らざるをえず、そのような状況だとまた政府と国会がぶつかり、スハルト時代に戻ってしまうのではないかという不安があります。スハルトさんは強く、国会と政府はぶつからなかったのですが、そうになると、結果的にはまた独裁者が誕生することになります。ですから、インドネシア人は、どういう状態で

あればバランスが良いのかを考えています。ナショナリスティックとプラグマスティックのこともそうであり、インドネシア人も、日本の歴史も鎖国時代のことも知らないわけではなく、ナショナリスティックになり過ぎることも、オープンにし過ぎることも危ないということを知っています。今の政権の中には、色々弱点はありますが、ナショナリスティックといっても、市場開放の動きも強く、補いながら何とかオープン経済が進むのではないかと思っています。

[会場からの質問②-尾崎道明弁護士(元法務総合研究所国際協力部長)]

国際協力部発足時に部長をしていただきました尾崎と申します。在任当時、私が一番苦労して考えたのは、限られた人員の中で、その国に対して一番最も有効な支援は何か、一番その国の発展、その国の国民の福祉に重要なことは法制度では何なのかということでした。兵頭さんがおっしゃったように、持続的、安定的な経済活動が行われるためには、ルールがはっきりして、そのルールがはっきりと周知されていて、そのルールが共通のものであり、その上に立って、そのルールを適用する紛争解決制度がきちんと機能していることが重要だと思っています。

それがあって、そういう紛争解決制度が背景にあれば、紛争が予防され、円滑な経済活動ができるのだらうと思います。法整備支援といっても立法の分野もありますし、司法手続の分野もあります。立法の関係でもその内容の問題とその立法を担当する人の育成の問題、司法手続においても、同様に内容の問題と担当する裁判官、弁護士などの育成の問題があります。

立法においては、色々な分野があり、知的財産権分野というのは、その1つだと思うのですが、そういう中で、インドネシアに対して、どういう分野におけるどのような支援というのが今特に必要なのか、また、日本が貢献する可能性があるのか、そのあたりについて、どなたかからお伺いできればと思います。

[ユスロン大使]

尾崎様からのご意見は、大事なことで、支援をするとして具体的にどういふことを支援するかといふことを考える必要があります。

具体的な内容を検討するための一番簡単な方法としては、今、日本とインドネシアの関係においてどのような問題があるのかを十分に検討し、そこから法律上の課題を厳選して、お互いが話し合っただけのことだと思ひます。

お互いの経験を持ち寄って交換し、問題がある項目をリストに入れ、こゝういふ分野においてこゝういふ支援が必要だといふことを明確にして、まずはそこから入っていくのが大切です。その過程で、企業の方などからも意見を聞かなければなりません。現場の意見を聞くことは大切なことであり、それが大きな手がかりになると思ひます。

[兵頭常務]

インドネシアから離れてもう5年近く時間がたっておりますが、今もジャカルタジャパクラブに法人部会といふ部会がございまして、そこで先ほど鹿取大使のお話にも出ました両国間の政策対話を実務面で取り組んでいる各企業の現地の社長以下実務部隊がおりますので、現在のインドネシアでの企業活動でどのような問題がリアルタイムで起こっているのかについて聴取していただくと、結構旬な課題といふのがお手元に集まるのではないかと思ひます。

[会場からの質問③ - 鮎京正訓愛知県公立大学法人理事長]

今日のお話の中で、人・モノ・金の移動といふことが一つのキーワードとして出てまいりました。法整備支援との関係で重視しなければいけないのは、法律情報、あるいは法律実務情報のエクスチェンジを行ってゆく体制をどのように作り上げていくかといふことだろうと思ひております。

その点で、2年ほど前にASEAN事務局次長のムクタン先生が日本に来られたときに、日本では、まだASEAN法の研究センターといふものが存在しませんでした。シンガポール大学にもタイのチュラロンコン大学にも既にそゝういふものがあり、インドネシアにおいてもその種の研究センターがあります。

ムクタン先生から日本はこれで本当にASEAN法、あるいはASEAN各国の法に対応できるのかといふお叱りを受けました。

外交、そしてビジネスの世界の方々からASEANについての話をお聞きして、私個人は非常に良かったのですが、色々な大学、法学部があり、現状は様々でしょうけれども、大学では、ASEANの「ア」の字も出ない日々が続くといふのが実情としてはあるように思ひています。その意味で、ASEAN地域における法律情報をどのようにエクスチェンジしていくのかといふ制度をオールジャパンで作るためにはどうしたらよいかといふことが、私からの質問です。

[鹿取大使]

極めて重要な問題提起であると思ひます。こゝういふ方法論が一番良いのかです。ASEAN法といつても、ASEAN10か国が皆それぞれ違ふわけですから、まず、やはり個別の国との間で関係を築いて、それが恐らくASEANの法律の日本における研究センター、情報収集センターになると思ひ、もちろん大使館でお手伝いできる分野もあります。むしろ大学といふかアカデミックな分野でイニシアチブをとっていただいて、例えば名古屋大学であれば一番関係の深いASEAN各国の大学に問題提起をして、例えばこゝういふ法律に焦点を絞って情報交換することから始めるのも良いかもしれません。問題提起は極めて重要だと思ひますが、課題は膨大なよゝうな気がします。まず、出発点としてはこゝういふ法律に的を絞るかを決め、そして、その的を絞ったら、全てのASEANの国に個別に当たるのだと思ひます。各国に個別に当たる場合には、やはり一番関係の深い大学を一つの媒体としてネットワークを広げるといふよゝうな活動をできるだけ早急に始めるのが良いのではないかと思ひます。

[第2部]

ヴェロニカ・テイラー オーストラリア国立大学教授報告

法務省、特に法務総合研究所国際協力部、そし

て JICA に対し、この会議にご招待していただきまして感謝申し上げます。この会場で旧友、そして法整備支援分野における新しく関わる方々とお会いできて、うれしく存じます。さて、今回は、日本の法制度整備支援及び ASEAN の台頭との関わりについてお話するよう依頼されました。ASEAN 経済共同体 (ACE) が結成されたばかりですので、このテーマについて検討するのは今が良いタイミングだと思います。

ACE は、まさに ASEAN 地域を単一の市場、生産ベースにするという野心の表れです。ご存じのとおり、ACE は 4 つの柱で構成されています。単一の市場を作ること、競争力のある経済地域を生み出すこと、平等な経済成長をもたらすこと、及びグローバル経済に完全に統合される地域を生み出すことです。これらは非常に野心的な目標です。今日は、法の支配の地域という観点から ASEAN について考えたいと思います。この地域は、法の支配の意味でどのように見ていくことができるでしょうか。まるでここは法の支配、そして法整備支援における実験場のような役割を果たすと思います。ベルリンの壁が崩壊して 20 年、そして国際的な法の支配の動きが広まる中で、このような実験場が生まれたわけです。

ただ、1 つ課題となりますのが、ASEAN の政治スタイルとの兼ね合いでどうなってゆくかということです。「ASEAN ウェイ」という考え方があります。このことは西側におけるこのような法整備支援のプロジェクトにとっての課題となるかもしれません。なぜかといいますと、現在の ASEAN の形は貿易を促進するための取組みを行う一方、調和を図ってゆく、そして相互承認を行うといったところを重視しています。これらのやり方はインフォーマル、非公式なものです。法的拘束力をもって貿易の障壁を撤廃しようということとは異なります。それから、法的拘束力が今のところないといったことも課題となる可能性があります。全てコンセンサス作りをベースとして物事が進んでゆくわけです。

そして、これまでのやり方とは違った形での関与

が行われる、つまり専門家やそれから国内のそういう団体、また業界団体などが深く関わるというやり方がとられています。ということで、これが法の統治、そしてその協調とどのような関わりを持ってゆくのでしょうか。

それからもう一つ、開発の格差というものがあります。経済的な格差が昔からあり、経済的に進んでいる「ASEAN シックス」と呼ばれる国と新しいメンバーとの間の格差です。

法律専門家としてもう一つ大切なことは、法的な違いが ASEAN の各国において非常に強く存在しているということです。ASEAN を地域として見た場合に、人権に対する意識は急速に高まっています。人権を守ろうという規範も生まれつつあります。そしてまた、市民社会の活動というものもだんだんと生まれてきています。個々の国レベルではそうした動きが見られます。

一方で、権威主義的な、あるいは独裁主義的な法の支配というものの高まりも見られます。法の支配のスタイルとして、それらが台頭してきているということが ASEAN 地域全体で見られるわけです。このような種類の権威主義ですけれども、これは批判するつもりでいっているわけではなくて、法の支配のある種の形として存在しているということです。ただ、このようなスタイルの法の支配では、政治が法律を使ってしまう、そして、それによって反対勢力を抑えつけようという動きに活用されたりすることもあります。また政府による支配あるいは腐敗や汚職などに関わる中で、プレッシャーとして法律が使われるということが起こっています。ASEAN において、この権威主義的な法の支配は、シンガポールが良い例となると思います。そして、現時点ではこのような権威主義的な法の支配の特徴がタイにおいても、それから一部マレーシアにおいても見ることができます。インドネシアとフィリピンはどちらかという例外だと考えられるでしょう。

そして、今朝はインドネシアに焦点が当たりましたがけれども、インドネシアにおいても今変化が生まれており、そして近代的な民主主義の法制度が

生まれてきており、これは法の支配という意味においては非常に大きな成功事例になると思います。国際的に見ても、これはすばらしい例だといえるでしょう。

ASEANの中で今ある種の議論あるいは競争が起こっていて、様々なスタイルの法の支配の間でのせめぎ合いが起こっているのがミャンマーだと思います。よくミャンマーに関して問われることですが、ミャンマーはインドネシアのような形になるのでしょうか。平和的に、近代的で、まあまあうまく機能している法制度が生まれてゆく国になるのでしょうか。また民主的な政治制度が根づくのでしょうか。あるいはこれからも権威主義的な、独裁的な法の支配が続くのでしょうか。こういう質問がよく出てきます。日本のような支援国の役割が非常に重要だと思いますが、それだけで結果が決まるわけではないでしょう。

もう一つのASEANの特徴は、面白い実験場としての役割ですけれども、規範的、それから法的な多元主義がそこに生まれてきているということです。ASEANに関しては2つのレベルで見ることができると思います。独自の地域として、そしてその地域としての規範や法のルールが生まれるということ、また一方で、それらはそれぞれの国において既に存在しているわけです。それぞれの国が異なるレベルで、立法や司法の制度を持っているということもまた事実です。

それだけではなく、法、そして秩序をもたらす上では他にも色々な源、出どころがあると思います。それらが正式な法制度との間での緊張感を生み出しているということがあり、日本はその面でも大きな役割を果たしてきました。公式な法制度を作って、それをハーモナイゼーションさせて、そして透明性を高めようとしてきたかと思います。宗教、特にイスラム教と仏教が、こうした分野においては無視することができないでしょう。

それから、政治的なイデオロギーが法を押しつける形で強い力を発揮することがあります。また、慣習法がいまだに非常に重要な役割を果たしていま

す。ということで、私たちを含めて国際的な活動家が競争するような形でASEANにおける法文化やその手続について形づくろうとしています。しかし、それだけではなくて、他にもたくさん法律を作る源というものは存在していると思います。法律の改革を行っていく上で、ASEANというのはある意味最も難しく、また最もわくわくするような実験場であるということができると思います。

では、日本が直接ASEANに対してどのような利益、利害を、関心を持っているのでしょうか。ご存じのとおり、ASEANに対する投資としては、日本は最大規模を誇ります。そして、貿易相手国としても日本は第3番目に位置します。そして、日本の企業にとって、ASEANは非常に重要な生産拠点です。原材料やエネルギーを得るためのソースでもあり、消費市場としても非常に大きな意味を持っています。

正式に日本とASEANとの間で合意あるいは協定も締結されています。例えば包括的経済連携で、これはASEANと日本との間でも2国間でも締結されています。日本とASEANの間には非常に緊密な関係があるわけですが、このような関係は他の地域経済連携でも見られます。

このような正式な協定あるいは関係の背景には、中国の台頭が非常に大きな意味合いを持っています。金もそこで重要な意味を占めています。中国の影響力について、具体的に4つの例を考えることができるでしょう。1つ目は、アジアインフラ投資銀行(AIIB)が設立されたということです。ご存じのとおり、この銀行は、つい先週活動が開始されたと発表されています。オーストラリアもこの銀行のメンバーとなっています。この新しい銀行の統治についてモニタリングをしてゆく上で、メンバーであった方がよいであろうというのがオーストラリア政府の考えです。しかし、まだこれらは始まったばかりであり、この銀行の運営がどのように行われ、ガバナンスがどうなるかということについて評価を下すには時期尚早でしょう。

そして、ASEANの多くの国々がこのような形で、

この銀行から融資が提供されることに対しては歓迎をしています。そして、エコノミストたちは、高い品質を持った投資が十分行われるのだろうか、そして最終的に利益がこの新しい開発銀行にもたらさせるのかということに対しては、疑問も持たれているようです。ここにお集まりの法律家、それから開発の実務者として留意すべきことは、この融資によって利益が生まれるかどうかということだけではなく、どのような規範、またどのような形での実践・実務が行われるのか、またどのような協定が融資の受け手と銀行との間に交わされるのかという点です。

また、日本の法整備支援の目標の1つとしては、労働の場面、それから環境や人権といった側面に関して、戦略的に日本的な基準・標準を輸出してゆくということもあると思います。それらを活用しながら、インフラや、それから工業団地、また特別経済地域などの創生に充ててゆくということです。このソフト面での標準についてははっきりと見解を述べてゆくということは、ハード面での法の改革と同様に非常に重要だと思えます。したがって、単に例えば法律の起草だけではなく、ソフトな標準というものも大切だということです。公式な法律、それからインフォーマルなやり方やそれから慣習について、新しい銀行でどのような動きが起こるのかを見てゆかなければいけません。

また中国の台頭ですが、2国間のアプローチ、ASEAN 諸国に対して大きな影響力を行使していると思います。貿易と外交が特にそうですが、その中でも南シナ海における海域の問題などにおいては、これは大きな意味を持つでしょう。

次に、日本ですけれども、ルールに則った秩序をアジア太平洋地域に構築してゆくことに意義を持っています。それで、法整備支援を行う者としては、透明性がある、そして先読みのしやすいルールを作ってゆく、このことがビジネスにとってプラスとなるでしょう。その際に、国としての法的な改革、それから国際法や人権とも足並みをそろえたものであることが大切です。

また日本の外務省においても、ルールに基づいた秩序という言葉が出てきます。国際法、それから多国間における協定との兼ね合いで、こうした考え方が打ち出されています。中国がこの国際的な協定に署名をしながら、都合の悪いところではそれを無視するといったことがあり、それを問題視しているわけです。しかしながら、アメリカ、オーストラリア、時には日本も、こうした面においては例外ではありません。政治的に自分たちに不都合なものである場合には、国際法を無視するという側面がなきにしもあらずです。したがって、どのような行動をとるのか、そしてルールに基づいた秩序をしっかりと遵守してゆくのかどうかを見てゆかなければなりません。

ここでもう一度ミャンマーを振り返ってみたいと思います。色々な考え方がせめぎ合っている場となっているミャンマーですが、ミャンマーは日本にとって非常に重要な存在です。またそれは韓国にとっても、中国にとっても、オーストラリアにとっても、アメリカにとっても同様で、多くの支援国にとって重要な位置を占めています。法整備支援がミャンマーに対して進められていますが、それにおいてミャンマーの法律を近代化させようという動きが起こっています。これはビジネスにとっての新しい市場をもたらすということにもなりますし、天然資源が豊かであるということもその背景にあるでしょう。

そして同時に、法律に対するミャンマーのコミュニティにおける意識というのも、これは非常にネガティブなものなのです。これまで軍事政権の中で法律がないがしろにされてきたケースが、また悪用されてきたケースがあるからです。また憲法をどう変えてゆくのかという取組みもなされています。いつまでたっても少数民族が疎外されているといった問題があり、これらに対しても手を打ってゆかなければならないと思います。

したがって、支援国としてはロヒンギャの人たちに焦点を当てた活動というのが必要となるでしょう。ラカイン州において繰り返し非常にひどい人権侵害が行われています。そして、これも宗教を表立

った理由として行われていることが多いのです。ナショナリストである仏教のグループも非常に大きな役割をここで果たしています。ミャンマーにおいて平和協定が結ばれたとはいえ、全ての軍、武装勢力の間でそれらが合意されたわけではありません。したがって、依然それは問題であり、また、政権交代が外圧に対して脆弱な問題を引き起こすということもあると思います。アウン・サン・スー・チーが率いる政党も非常にナショナリスト的な特徴を備えています。

このような背景を下に、ASEANがこれから進歩をしてゆく中でどのようなチャンスが日本にはあるのでしょうか。特に法整備支援を行う国として、私たちにとってどのような利益があるのでしょうか。どのようなチャンスがあるのでしょうか。

まず1つ考えられることは、どのような貢献ができるかということです。既にたくさんの貢献が行われていますが、法制度整備の支援を日本から行うということによって、民主化、そして法の支配を進めてゆく上で、西側のアプローチとは異なるアプローチをとることができると思います。西側のやり方が法の支配を進めるプロジェクト的なものであるという批判をされていることを聞いたことがあると思います。ここでは特に大切な3つの点だけを申し上げたいと思います。

1つ目ですが、法の支配といっても、西側のやり方というのはイデオロギーを中心として動いているということで、そのイデオロギーに従ってゆくということになりますと、イデオロギー同士の競争にそれが巻き込まれてしまう可能性があります。トーマス・キャロサズ先生がこのような法の支配について研究をなさっていて、最近の論文でもおっしゃっています。民主主義と法の支配、イデオロギーがあるがゆえに、イスラムのイデオロギーにおいて非常に大きな圧力を感じているということです。そして、イデオロギー同士の衝突が大きな影響力をもたらしているということです。

もう1つ問題となるのが政治的に便宜主義であるということです。西側の改革担当者は非常に短期的

な目先のことだけを考えるということで、重要視する内容がころころと変わってしまうという問題があります。支援する側の国内的政治状況において、彼らの関心事も変わってしまうということです。法の支配を進めてゆくやり方が支援国の国内の状況に影響を及ぼされてしまい、支援を受ける側の状況がながいしろにされるという問題があります。

3つ目に西側のやり方で問題として挙げられるのは、パートナーシップ、そしてローカルでのやり方に対しての投資がほとんど行われないうことです。パートナーシップについて「パリ・アクラ・ジャカルタ原則」などというふうに呼ばれることがありますが、計画などにほとんどそうした考え方が盛り込まれていません。

一方、日本は全く異なるアプローチをとってきました。そして私も含めて何人もの学者が、日本のスタイルの属性というものをこれまで注目して見てきました。ここでは特にピップ・ニコルソン教授、そして名古屋大学のコン・テイリ先生がこのテーマにおいてすばらしい論文を書いておられることをつけ加えておきたいと思います。

日本の法整備支援のすぐれたところについて、幾つか触れておきたいと思います。第一に明確な規範の枠組みがあるということで、JICA、そして法務省、そして日弁連は皆一貫しています。すなわち現地の文化を大事にし、既存の制度を大事にするということに重きを置いています。

2つ目の特徴は、現地のパートナーには積極的に自助努力を促しているということです。日本の法整備支援は、実際に国の中で起こっている状況にターゲットを置いているのであって、イデオロギーの枠組みというのは二の次であるとする、現実的、実際的なアプローチをとっているといえます。そして、日本の法整備支援の仕方というのは、大きな意味で現地のパートナーシップ、現地との協議というところに大きな投資を行っているということで、特にカンボジアにおける法の起草作業においてもそれがいえ、他の国においても同様です。また日本の様々なアクターは、教育とそして訓練というところに並行

して投資を行っています。このようなアプローチは非イデオロギー的であり、技術的な支援であるということです。強力な規範的なコンセプトが全面的に押し出されているわけではありません。そして強みというのは人員の継続性ということで、JICAも長期派遣をして、アドバイザーの人たちが何年もその国へ住んでアドバイスを続けるというやり方をしており、似たようなアプローチをとっているところがあるとするならば、アジア財団だけではないかと思えます。したがって、日本のアプローチというのは国際的な意味においても非常に重要であるといえます。

そして多くの証拠もそろってきておまして、経験的にいいますと現地のパートナーたちも、このようなスタイルに関しては非常に満足をしているということが分かっています。もっとも、最近の研究としましては、私のPh.Dの学生、アナ・ボッシュが行ったものがありますけれども、インドネシアを対象にして研究したところ、インドネシアのカウンターパートは、欧米のドナーに関しましてはパートナーシップが不足しているということで批判的であったものの、日本のアプローチに関しては非常に高く評価しているということが分かりました。

また、2つほど新しいコンセプトが出てきており、学問的な研究の側面で役に立つかもしれないのでご紹介いたします。

1つは、巡回モデル、旅するモデルという考え方なのですが、ここではやはり法改革を行うに当たって、モデルを導入することが求められるわけですが、その中でそれを介在してゆく人たちの役割がとてつもないものになっていくということがあります。法社会学の観点からいいますと、「TLO（超国家的法秩序）」という考え方があります。そこには色々なアクターがいます。現地のローカル、ナショナル、インターナショナルという意味で成文法に関わるアクターも多いわけですが、それ以外の法規制に関わる人たちも多く、ASEANは、新たな意味のTLOであると考えることができます。

そこで、次にこういった理論的な概念から実務的

なところに話を移していきたいと思えます。これは日本の法整備支援にどのような意味を持つのかということで、4つのチャレンジを挙げたいと思えます。

まず第一、これは果たして過去約20年にわたる日本の法整備支援のモデルの成功というものが、今後もASEAN内部で持続してゆくかということですが、私も自信を持ってイエスといえると思えます。条件付きでイエスといえるとするならば、民商事法に焦点を当てることは重要ですが、グッドガバナンスを担保するにはそれだけでは十分ではないかもしれないということを考える必要があります。欧州の同僚たちは、法の支配の規範づくりに関しまして行政法の重要性を認識しており、特に国民が政府に不信感を抱いている場合に重要になります。また、新たな法律が生まれてきているということもあります。例えばテロ対策法、災害救援関連の法律、安全保障関連の法規制、デジタル情報の規制、人の移動の規制や入国管理、難民・亡命希望者に関する法政策などは、刑事法とも交差点を持つ行政法が問題となり、行政法、刑事法というものが法の支配の重要な尺度として台頭してきているわけです。

またミャンマーのような国では、安全保障問題、経済・市場改革、そして法制改革において、官僚が市民とどのように関係を持つのかということとはなかなか難しいのです。一般の市民が何を体験しているのかということが法の支配の尺度ですが、今まではトップダウン的にもものを見がちでした。例えば法制度あるいは外国投資家の観点から法律を見てきた傾向がありますが、ボトムアップ的な見方が求められてきているのだと思えます。だからこそ日本の法整備支援をもう少し規範的な枠組みに広げる必要があるのではないかと思われるわけです。

このような動きは既に起こりつつあり、例えば日弁連は、司法へのアクセスに取り組んでいます。また、ジェトロのアジア経済研究所は、企業がグッドガバナンスのアクター、そして人権の支援者として位置づけられているとしています。こういった非政府のアクターに注目するということが重要であるかと思えます。単に欧米的な法の支配のファッション

に乗るのではなくて、ASEAN 諸国の市民が必要としているものに真に答えていくということが必要だと思います。

2つ目のチャレンジ、これは鹿取大使が既に午前中触れられたことでありますが、ますます多面的な場での仕事が求められるということです。例えばフィリピンやミャンマーでは、国よりも下のレベルにおいては、重要な武装対立が続いています。したがって、これらが法の支配という意味では依然としてチャレンジになります。今私が取り組んでいるのは、ミンダナオのプロジェクト、フィリピン南部での仕事です。ミンダナオでは法の支配などを口にする人も、人権などを口にする人もいません。そういった言葉は、地元の人からは拒絶されます。なぜかといいますと、政府、軍が法の支配、人権という言葉をこれまで何度となく口にしてきたにもかかわらず、正義が現地においては実現されていないということを知っているからです。新しい言葉、表現が必要かと思えます。法制改革を促してゆくためには、別の表現が必要になってくるかと思えます。

3つ目のチャレンジとして取り上げたいのが、権威主義的な体制、そして紛争地域で仕事をするもののリスクです。ミャンマーを例として出しますと、かなりの確度を持っていえることは、ミャンマーは一夜にして自由民主主義体制になるわけではないということであり、アウン・サン・スー・チーとも、またミャンマーの高官などとも仕事をある程度してきた経験からいえることです。法の支配というものがミャンマーのエリートにとって意味することは、法と秩序であります。このことは、ドナーが政府と仕事をするに当たってのリスクを表しています。例えば一般市民に対する改革を推進しようとする場合、我々が予想できないような副作用が出てくる可能性があります。したがって、我々は誰を仲介とするのかということについては慎重にならなければならず、どのように我々自身が実務家、アドバイザーとして準備をし、ミャンマーのようなところに派遣された時に何をすべきなのかを考えなければならぬと思います。

新しい実務家の世代の人たちは、このような複雑な現場にいて、単にプロフェッショナルな成文法におけるトレーニングを受けて対応するだけでは不十分であると思います。日本の法整備支援においてはプロフェッショナリズムが明らかであり、またイデオロギーが前面に押し出されていないという特徴があるかと思えます。しかし、全ての法整備支援は政治的な側面を持っているということも確かであり、我々がやろうとしているのは現地の制度に影響を及ぼそうとしていることであり、政治、経済、社会的な体制の変革を進めようとしていることです。したがって、そのような複雑な現場においては別のアプローチ、やり方が必要とも思われます。

そこで、4つ目の最後のチャレンジとしてまとめてみたいと思います。これは地政学的な競争という話です。紛れもなく法の支配、そして法整備支援というのはツール、手段として超国家的な法秩序づくりに役立つものであるかと思えます。

TLO の一つの例が ASEAN です。日本のアプローチが重要であるのは、これまでのところ代替的なモデルを提供し得たということだと思います。欧米のドナーとは違うモデルを提供してきたということで、これまでうまくいきました。しかしながら、同時にいえることは、この現場が非常に込み合ってきたということです。日本は中国とも規範形成の点で競争しなければならなくなっています。また法律制度改革においては韓国とも、またその他の新興ドナー、サウジアラビア、イラン、そして潜在的にはインドなどとも競争を強いられるということです。また、新しい多国間のグループであります AIPP など入ってきているということです。

そのような競争の中で、またルールに則った秩序を ASEAN で追求してゆくに当たって、日本はもう少し法整備支援の幅を広げてゆく必要があるのかもしれない。広げるということは何を意味するのかということですが、3つの要素があります。

1つ目は、法的な多元主義に再度取り組み、非政府のアクター、非政府の法源にどう対応してゆくのかということです。2つ目は、社会的な正義に対す

るコミットメントを明確にすることの重要性、そしてまた法制度の効率、また企業に対する好ましきということに焦点を当てることです。3つ目は、またどのように実務家を準備、訓練してゆけば、このような複雑な現場に対応できるのかを検討することです。

日本はASEANにおける法整備支援という意味では、リーダー的な役割を果たしています。そしてこれは国際的にも認められておりますので、我々はある程度楽観して、その進化、成功の過程というものを追うことがこれからもできるのではないかというふうに思っております。ありがとうございました。

チャンタリー・ドゥアンヴィライ ラオス最高人民裁判所労働部長報告

初めに、日本の政府、法務省、ICD、JICAの皆さんに本日このような報告の機会をいただいたことに御礼申し上げます。

日本からのラオスに対しての法整備支援についてのご報告いたします。ラオス人民民主共和国と日本は長年にわたって協力関係にあります。昨年、両国は外交関係樹立60周年を迎えました。またラオスが最初の青年海外協力隊の派遣を得て50周年を迎えました。日本政府はラオスの社会経済開発を支援するという事で、多額のODAを提供してくださっています。JICAが管理する数多くの開発プロジェクトでという形で、ODAの形態を通してラオスを支援してくださっています。日本からの支援は、インフラ、農業、教育、保健、ガバナンスといった数多くの部門に広がっており、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力など様々な形態がとられています。

ラオス政府は、法の支配の整備を最重要視しております。これは国の社会、経済的移行を支えていくためであります。そのために政府は透明性があり、参加型の方法により確立される、整合的で信頼でき、予測可能な法的枠組みを整備するために努力するという事を宣言いたしました。

この目的に向けた目標を達成するために、ラオス

は2009年9月にリーガルセクター・マスタープランを正式に採用しました。このマスタープランは、2020年までの法治国家の確立という最終目標を達成するために、ラオスで初めての幅広い法改革を行ってゆく枠組みとなっています。ラオスにおける法制度の現在のニーズについて包括的な声明をなすものであり、法治国家を整備し、司法アクセスを強化し、リーガル・エンパワーメントを実現するための指針となる一連の原則を示しています。

それは、次の4つの分野に焦点を当てています。まず1つは、法律や政令及び規則の起草手続の改善です。法務省が国民議会と密に協力し、政策形成、規制による影響の評価、問題認識、専門的な起草テクニックや書式を含む法令の整備及び実務のための能力、手続及び基準を強化するという事です。立法に関する法により、法律の起草手続や書式を定め、関係省庁が関連法令を起草できるよう支援してゆくという事です。

2つ目は、組織制度整備です。司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、その他の法務部門の組織が自らの組織整備、そして改革を行うという事です。2009年に最高人民裁判所は裁判をより効率的なものとし、国民が裁判手続をより容易に活用できるように裁判制度を改革しました。その結果、現在ラオスの裁判所は、最高人民裁判所、高等人民裁判所、県人民裁判所、そして地区人民裁判所という構成になりました。

3つ目は、司法人材、法曹人材の育成です。司法部門はASEAN経済共同体(AEC)の加盟国になる準備として、職員の知識やスキル開発を行ってゆかなくてはなりません。裁判官、検察官、弁護士、その他の法務職員の質は、他のASEAN加盟国と比べて十分ではないという認識です。そのため、司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院は裁判官、検察官、その他の法務職員の技能向上について検討を行い、法科大学卒業生が裁判官、検察官及び弁護士になる前の初期研修を行う国立司法研修所(NIJ)の設立をラオス政府に提案しました。これまでは法学部、政治学部を卒業した学生は、十分な技能や法分

野の実務経験がないまま、人民裁判所や人民検察院にすぐに直接雇用されていました。司法省、最高人民裁判所、そして最高人民検察院は、実務においてどのように法を適用するのかについて、裁判官、検察官及び法務職員を教育する共通の責任を有しています。国立司法研修所の設立後は、法科大学生は卒業後、裁判官、検察官あるいは弁護士になる前に1年間そこで研修を受けねばならないということになっています。

そして4つ目は、法務部門のベースライン調査及び公的な司法調査を通じて、市民の司法アクセスが強化されたということです。

日本政府は JICA を通して法務部門に以下のような支援を行ってくださっています。

1つ目は、法整備支援プロジェクトでありまして、2003年から2005年にかけて実施されました。このプロジェクトは、司法省、最高人民裁判所、それから最高人民検察院が司法機関としての実務能力を強化できるように支援を行うものであり、民法及び商法の教科書作成や判決書起案マニュアル、それから検察官の捜査マニュアルの草案作成を行ったものです。教科書及びマニュアルは、裁判官、検察官、法学部の教授、それから法務職員にとって非常に重要かつ有用なものとなっていて、現在でも日常業務に利用されています。

2つ目の支援は法務部門の人材育成支援です。2010年から2014年にわたるフェーズ1では、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学法学部に対して関係組織及び司法職員の法理論、それから実務上の技能を拡充するものでした。民法、民訴法、刑訴法のモデルハンドブックの作成とラオス初の民法典の起草を通じて、こういった能力の拡充に寄与するものでした。司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、そして国立大学法学部、その他実施機関は、80名以上の有資格職員をワーキンググループのメンバーとして任命しました。日本政府も長期専門家チーム及び支援委員会を組織し、各サブワーキンググループへの助言提供を行い、ラオスでの講義あるいは日本での研修を行ってくだ

さいました。各サブワーキンググループは、ラオスの法令について各条文の意味を明確に理解できるよう熱心に学び、また長期専門家チームや支援委員会と密接に連携し、民訴法・刑訴法の手続チャート、民法事例問題集、ケースブック、民訴法・刑訴法のハンドブック、さらに、不法行為・契約法教科書を作成し、民法典の起草作業を行いました。

フェーズ2は、2014年から始まり、現在も進行中です。フェーズ2は、法務の人材育成の実施継続期間であり、ラオスの司法及び法情報への国民のアクセスを改善するために法律の基礎理論及び実務を分析することによって、法曹人材教育制度を強化し、法案の起草技術を改善し、ラオスの法の運用、それから執行を改善しようというものです。また、民法典に関するサブワーキンググループを設置し、民法典の起草作業を継続し、この民法典の草案は、政府での検討後、国民議会での可決を目指して審議されることになっています。本プロジェクトでは、民事経済関連法サブワーキンググループも設置されました。経済関連法令であるADR法や労働法を研究し、手続に関するチャートやハンドブックの作成を行っています。また、刑事関連法サブワーキンググループでは、理論や実務手続を研究して刑法の事例問題集を作成しています。加えて、教育・研修改善サブワーキンググループを設置し、より適格な裁判官、検察官及び弁護士を育成するために法教育の現状を分析し、教育制度を改善することを目的としています。

こういったプロジェクトの運営に当たりましては、4つの実施機関から構成される合同調整委員会(JCC)が設けられ、それぞれ交代制でプロジェクトの管理を行い、半年ごとに公式会議を開いてプロジェクトの監視、評価及び助言を行うこととしています。この合同調整委員会の下には、プロジェクトの管理者のような機能を持つ運営委員会が置かれています。これもやはり4つの実施機関から構成されており、プロジェクトの実施を管理するために毎年交替で各機関がリードの役割を担っています。

またリエゾンユニットが設けられ、この機関は、

プロジェクトコーディネーターとして4つの実施機関から担当者が任命され、運営委員会がサブワーキンググループや専門家間の調整の手助けをしています。

このようなプロジェクトは、特に法曹人材の育成において法務部門によい影響を与えています。運営委員会は毎月会合を持ち、一方で合同調整委員会は半年ごとに会合を行い、プロジェクトの進捗状況について監視、評価を行っています。

これまでのプロジェクト評価によりますと、プロジェクトは単に人材育成のみならず、法務部門の発展において、よい影響を与えているということが分かりました。今日の報告では、主たる達成事項について述べたいと思います。

1つ目としては、ワーキンググループのメンバーは、ラオスの関連法令を熱心に学ぶとともに、明確にかつ深く理解するために基礎理論や実務を分析し、その知識や技術をサブワーキンググループのメンバーや職場の同僚と共有しています。また、議論を通じて日本の専門家と共に意見を発表し、意見を交換して、各メンバーが関連法令の意味を明確に理解した上で、チャートやハンドブックを作成しています。これによりまして、理論と実務を結びつけるノウハウを得て法理論を分析し、実務をよりよく理解することができました。さらに、モデル教材を作成するノウハウを改善し、ハンドブックの作成技術、プレゼン技能、ITに関しての能力、英語力、それからワーキンググループのメンバーとしての思考方法を高めることができました。プロジェクトによって得た知識や経験は、サブワーキンググループのメンバーがこうした経験を、彼ら自身の組織の発展のために適用する上で役立つと思われま

す。2つ目として、民訴法、それから刑訴法のチャート、民法の事例問題集、民訴法・刑訴法のハンドブックといったような資料が作成されています。これらは裁判官、検察官、捜査官、弁護士、それからその他の法務職員が手引書又は法令ガイドラインとして利用しておりますし、また、法学部の教授がモデル教材として利用することができる資料になってい

ます。現在、多くの機関が私たちのプロジェクトに対して、こういった資料の増刷をしてほしいという要請をしています。

3つ目は、民訴法・刑訴法チャート、ケースブック、事例問題集やハンドブックが配布され、さらに、こういった資料の普及セミナーや研修コースがプロジェクトの中で引き続きなされています。こういった機会では資料の紹介だけではなくて、法務職員やその他の人々、特に原告や被告の方々が裁判における訴訟手続や事件の取扱いのプロセスについて学び、司法アクセスを高めるのに役立っています。

4つ目は、民法典サブワーキンググループも法律の条文を学び理解しようと熱心に取り組んでまいりました。特に関連法令には存在しておらず、法律用語としてのみ定義されている事柄の意味を理解しようと努力してまいりました。当初ワーキンググループのメンバーは、関連法令の意味や法律用語の意味、さらに、法理論の概念について共通の理解を得るのに難儀しました。そのためワーキンググループのメンバーは、数多くの議論の場を設けて、関連法令の意味の理解に努めました。本プロジェクトは民法典起草の支援を行うだけでなく、ワーキンググループが民法を研究、分析する技能を向上させる機会を与えてくれております。民法典は、公式の計画として2016年に国民議会に審議のために提出され、承認される予定となっております。ラオス初の民法典として、裁判官や法務職員のために、またラオスにおける海外直接投資促進のために有用な法律となると考えます。

5つ目は、適格な裁判官、検察官及び弁護士を育成するために、引き続き法教育体制の強化を目指していることです。そのためワーキンググループは、法学部、国立司法研修所、さらに、最高人民裁判所及び最高人民検察院の研究所のカリキュラムや教材内容の開発を行い、より熟練した裁判官や検察官を育成する開発に力を注いでいます。

最後に、ラオスの法務部門における人材育成プロジェクトは、司法職員の人材育成や司法組織の整備に対して非常に価値の高い影響を与えており、社会

の法に対する認識を高め、またラオスに対する海外直接投資を促進しております。

以上、日本からのラオスへの法整備支援について報告いたしました。ありがとうございました。

ルー・ティエン・ズン ベトナム弁護士連合会常任委員会委員・国際交流委員長報告

まず冒頭に法務省の皆様、そして JICA、その他の共催者の皆様に、このような形で招へいいただきましたことに御礼を申し上げます。

ベトナム人の弁護士として、1996年に JICA のベトナムに対する支援プロジェクトに最初から関わらせていただきました。それ以来のおつき合いということになります。この2つの国の協力関係を色々と見る事ができました。それについてもお話をしたいと思います。

非常にうまくいった日本とベトナムの間の法整備支援における20年の協力を20分で話すというのはいささか難しいことですが、全体として歴史について、それから協力の形がどのような形で発展してきたかについてお話をします。その後、どのようなアプローチがこの法整備支援に関して行われ得るのかということについて、実際何が行われてきたのかについても、そして、どのような課題があるのかについてもお話ししたいと思います。

では、最初に歴史を振り返ってみたいと思います。私は、ベトナムの弁護士連合会から参りました。これは6年ほど前にできたまだ新しい組織ですが、既に高い評価を得ています。また ASEAN 地域において果たされる役割も強くなってきていると思います。ハーモナイゼーションにおいても法律家の果たす役割は大きくなってきていますし、紛争解決に向けた組織においてもそうです。

法、そして司法部門における、ベトナムにおける日本による支援の歴史を振り返ってみたいと思います。法整備の支援は、1996年に始まりました。しかし、その前から2国間の対話は行われており、どのような形で枠組みを作るべきかが議論されており、1996年にそれが形づくられたということです。

最高裁判所の下で、私も国際分野に関わっておりましたが、法律部門に関して様々な支援国からの支援のオファーがありました。そんな中、1996年に日本による支援が始まりました。その焦点は、法律文章の起草でした。当時は中央計画経済ということで、市場経済への移行が問題になっていました。そして、1996年に民事における法律の起草が必要になりました。そして、その後、法律、法務部門においても、日本とベトナムとの関係は更に深まってゆきました。まずは法的な枠組みを市場経済に基づいて作ったわけですが、そこにある法律だけでは不十分であるということが明らかになりました。直面する問題に対する解決策が、その時点での法律では十分に見出されなかったということです。そこでベトナムと日本との間で、次の協力として、より奥行きのある協力体制が必要ではないかということになりました。ベトナムの方でもどのような問題があるのかを見定めて、そして解決策を見出すようにしました。

2国間の法務面における協力の姿、性質は次第に変わってきて、より強化されました。特に能力開発に焦点が当たるようになってゆきました。また透明性を持った法的枠組みだけではなく、それをどう実施してゆくかということにまで関心が集まるようになりました。それも法整備支援と同様に重要視されるようになったのです。JICA はベトナムに真っ先に来て、そして法制度についての支援をしてくれました。また例えば判決文章をどのようにして作成するのかということについてもサポートしてくれました。より透明度を高めるためにはどうしたらいいのか、また、訴訟に関わる者にとって重要な文書の作成法、そして、それを一般の人々に対してどう見せてゆくのかということについても教わりました。

その次の段階は、2000年代から今日に至るまでの日本とベトナムの間の法司法分野における協力ですが、より意味のあるステップを踏み出していると思います。トップと現場との間に良い循環を生み出していると思います。つまり、トップが作った政策が現場でどのように実施されるかということにおい

てです。現場の人たちが法律をしっかりと理解できるか、そしてそれを実施できるかということが大事であると同様に、現場でどのような問題があるために法律の実施が難しいのかということ、トップが理解することも大事です。これらを背景として、法律を更に改善し、そして改正してゆくということになります。日本側のサポートのアプローチとしては、継続的に民法、民事訴訟法などについて、改正に対して目配りをしてゆくということ、実務レベルで何が起きているかを見ながら行ってゆくということが大切であるという認識に至りました。

日本からベトナムの法曹界に対してどのようなサポートが行われてきたかについては、法律の起草に関して、それからその施行について、また法におけるエンパワーメントについて、また、能力開発についてなどが焦点となりました。

今後2020年までを見通したときに、これからも法的枠組みの開発を行ってゆくための支援を続けていきたい。これが正しいアプローチだと思います。また司法省や検察院だけではなく、その他の法曹界の専門家もカバーする内容になってゆくべきだと思います。政府の関係省庁、また議会に関わる者に対しても目配りが必要であると思います。

これから何をしてゆくかということについて私見を申し上げたいと思います。

まず1つ目ですが、日本のアプローチというのは何なのか、ベトナムの法曹界には、それがどのように見えているのでしょうか。最初に、需要、要求に対して柔軟に対応していただけるということが挙げられます。ベトナムに関して法制度の支援を行う際に、例えばどのようなニーズがあるのかということに対応して提案をしていただき、様々な政府の関係省庁のトップから実務レベルにまで対応してもらえということ。そして、とても良いチームが、最前線で対応できている、あるいは最前線にいるということです。判事、それから検察官など、ベトナムでもう既に司法関係の仕事をした経験のある人たちがそこに関わり、そして活発なやりとりが日本側とベトナムの法務担当者との間に存在しています。

このことは大切であり、また他に例を見ないようなアプローチなのではないでしょうか。他の支援国と比べても際立っていると思います。そして、実際的である、実践的であるということも非常に大切です。法制度の改善に関しては、こうした実際的であるということが非常に大切だと思います。それから柔軟性も重要です。プロジェクトの活動あるいは支援活動については常に柔軟性が必要だと思います。変化に柔軟に対応してゆくことができなければなりません。こうした3つの重要な日本のアプローチの特性が、ベトナムへの支援において実現されていると思います。どのようなインパクトがこうした取組みによってもたらされてきたのでしょうか。この20年間の協力関係において、日本によるベトナムに対する法制度の整備の支援によって先が読める、そして透明性の高い制度が生まれてきたと思います。

2つ目に、日本の支援によって、調整をより円くやすくなったということが指摘できます。ベトナムにも色々なステークホルダーがいます。例えば民法の起草担当者もいますし、その他司法省との関係もありますし、ベトナム弁護士連合会との協力も必要となります。プロジェクトをコーディネートし実施してゆく上でも、こうした様々な機関と足並みをそろえた形で共通の目的に向かって進めることができているのであり、これがまさに日本の支援の産物といえます。

3つ目に、日本の支援によって信頼が生まれてきた、また相互理解が深まったと思います。法的側面においては、このことも非常に大切です。非常に大きな変化が、ベトナムの法環境に生まれてきました。ステークホルダー、受益者、また、ベトナムの法曹界においても、相互理解が深まり、そして国際的な法曹界とのつながりも高まってきました。これらが日本の支援によってもたらされた重要な影響だと思います。このような効果を日本とベトナムの関係において培うことができ、これがまた、ベトナム側の能力開発という意味においても重要だったと思われる。

では、どのような課題が考えられるのでしょうか。

もうほぼ30年にわたって、色々な法制度の改革が行われてきたわけですが、総体的によい枠組みができていていると思います。法の執行について、また法の支配に関して、また人権擁護について、色々と取り組みを進めてきました。また情報に対するアクセスも良いものができていていると思います。重要な課題の1つ目は、いかにして統合を進めてゆくかということだと思います。ASEANとの統合あるいは2国間での協調といったことが大切だと思います。数を増やしてゆくことも大切ですが、質を高めてゆくということも大切です。より質の高い統合を進めてゆく、そして、司法へのアクセスの質を高めてゆく、法の支配の質を高めてゆくということが大切であると考えています。将来の法整備支援に関しては、このようなところに焦点を合わせてゆくべきだと思います。2つ目は、法的なエンパワーメントです。ベトナムにおいては、これは将来の法整備支援が特に焦点を当てるべきところだと思います。3つ目は、継続的に人材・能力の開発をしてゆくということです。

まとめになりますけれども、法整備支援に関して、どのような効果あるいは影響があるかということについて私見を申し上げたいと思います。この支援というのはある意味、投資だと思います。投資をしたときに一晩にしてその利益が還元されるということはないでしょう。けれども、20年後あるいは30年後を考えたときに、しっかりとそこに実りが生まれるということが大切です。1か月又は数週間日本で研修を受けた人が日本で学んだことを活かしてベトナムで、法律を起草するということがあります。こうしたことで相互の友好関係も生まれてゆくでしょう。

そして、これは、日本のベトナムにおける投資を保護することにもなります。透明な形で投資あるいは実務が行われなければならない、私も裁判所において調停を担当する立場にありますが、色々な衝突あるいは紛争が日本の企業との間で起こっています。それから、国際的な仲裁機関のメンバーも務めていますが、そこでもベトナムと日本の企業などの間で衝突が起こる場合があります。こうした役割を果たす

中で、私は公平でなければならないと思っています。これまで日本の皆さんと20年以上にわたって協力をしてきた背景からしまして、皆さんのアプローチというものは私は理解できていていると思います。私は、日本とベトナムをつなげたいと思っています、何かめごとがあったとしても最終的には仲直りする、そして握手ができるようにしてゆきたいと思っています。それをするためには、これからも協力を続けてゆく必要がありますし、法務部門においての関係を強化させてゆくことが必要でしょう。今ある課題が何なのかということに目を向けて、将来何をしてゆかなければならないかを常に見てゆくべきだと思います。ご清聴ありがとうございました。

[会場からの質問①－佐藤安信東京大学大学院総合文化研究科教授]

ヴェロニカ・テイラー先生、日本の努力を高く評価いただき、ありがとうございます。ご発表はとても興味深く、包括的で分析的なものであったと思います。また理論もしっかりしておられ、色々学ぶところがありました。

日本の法整備支援がイデオロギーフリーであるというアプローチであると、いわば欧米に対するものの代替的なアプローチであるというご指摘であったと思います。もちろんメリットもあれば、プラスもあればマイナスの点もあるということで、チャレンジについて、課題についても触れていただきました。また政治的な意味合いというものについても気をつけなければならないということであるかと思えます。

日本は均質社会といわれます。政府もきちっと組織されていますが、偏見等がないわけでもなく、日本的というようなものを前端的に押し出しがちなところもあるかと思えます。戦前はそのようなこともあったかと思えます。それに対しての批判というものもありました。したがって、慎重さが必要です。実際、そういったインパクトを必ずしも払拭し切れるわけではありません。おっしゃったように、日本のアプローチは、いわば国家中心的なものになっているということはそのとおりだと思います。日弁

連、その他非政府機関も努力はしていると思います
が、グラスルーツ、ボトムアップ、草の根というア
プローチに関しては、我々は弱いところもあります。
しかし、基本的に法務省、政府が中心となる場合が
多いわけです。それは良いわけですが、その
一方で、いわば独占的にそのようなところが中心に
やるということであっては問題がある場合もありま
す。政府を支援する立場ではなくて、我々は受け手
側の市民、国民を支援する立場にあるわけです。

その意味で、オーストラリアは日本のパートナー
の1つとしまして、昨年も一緒に研究させていただきました
多文化、多民族国家であります。ODA
の点で考えましても、オーストラリア国立大学は、
法制改革というところでも大きな努力をしていらっ
しゃると思います。大学でこれまでとってこられた
アプローチに関しては敬意を表明したいと思います。
これから大学レベルでの協力あるいは日豪政府
間のアプローチというのは、相互補完的なところも
あると思うのですが、ASEAN、アジアというところ
に対して共通の理解もありますし、対中国という
意味でも競争関係にあるものとして、どのようなア
プローチを今後とってゆくことができるか、お伺い
したいと思います。

[テイラー教授]

まずおっしゃったように、日本とオーストラリア
が共通点として持っていることの1つは、ASEAN
は我々にとって大きな利害関係を持つ、アメリカ、
ヨーロッパ以上に重要な存在であるということ
です。また、オーストラリアと日本は、実務的、実践
的であるという法整備支援におけるアプローチを共
有しています。オーストラリアもアメリカあるいは
世銀に比べるとイデオロギーが薄く、ヨーロッパと
比べてもそうです。対象国に協力、協働の機会を提
供しています。

ズンさんは、発表の最後のところで3つの重点課
題について触れられました。そこに、リーガル・エン
パワーメントがありました。ズンさんはリーガル・エン
パワーメントとおっしゃいましたが、私は、ボ
トムアップであると考えており、それがやはり重要

な点ではないかと思っています。

[会場からの質問②-コン・テイリ名古屋大学法政 国際協力センター准教授]

非常に興味深い発表を3ついただきました。少し
抽象的な質問をテイラー先生に、そしてより実務的
な質問をあとのお二方にお伺いしたいと思います。

テイラー先生は、ASEANは市場の共同体だけで
はなく、法の支配の共同体だとおっしゃいました。
とても興味深い表現でありました。しかし、最近の
トレンドを見てみますと、今朝ほど両大使が話され
たように、ASEANプラス・ワン、ASEANプラス・
スリー、ASEANプラス・シックスというような枠
組みがありますが、こういったものは相矛盾する場
合があります。例えば安全保障、経済連携において
は、日・ASEAN、ASEAN・中国、ASEAN・韓国
というASEANプラス・ワンがASEANプラス・ス
リーとはそれぞれ別個の形で存在するということ
です。そして、オバマ大統領は、ASEANの10か国
の指導者にアメリカに来てもらって、ASEANプラ
ス・米国という枠組みで話をしたいといっておら
ますが、もちろん中国の影響力を意識してのことだ
と思います。

ここで起こっていることは、分断化、断片化とい
うものではないかと思っています。すなわち中国の前
で話をするのではなく、裏で話をするということ
です。経済協力に関しましては、個々に話をしてゆ
きたいというようなことが出てきていますが、これ
はリスクを伴う動きだと思います。ASEANの法の
支配、ASEAN共同体という場合には、例えば日本
はASEANの諸国の商法を整備する助けをしようと
しています。そして韓国は別の形で参画しようと
しています。ドナー間のコーディネーションが取れ
ないという問題があります。ASEANのAECの誕
生と共に、コーディネーションがますます危険をは
らんできています。すなわち、ASEANが地域の
コミュニティとして本当に存在することができる
のか、断片化が進んでいるのではないのかという
ことが危惧されます。そこでテイラー先生にその
点についてお伺いしたいと思います。

そして、あのお二方が、それぞれ日本のベトナムへの法整備支援プロジェクト、日本・ラオスの関係について触れられたのを興味深く聞かせていただきましたが、これから先どう変わってゆくのでしょうか。特にベトナム、ラオスがASEANの経済共同体のメンバーとして、2015年以降、地域統合が求められる中で、日本・ラオス、日本・ベトナムの関係において、更に必要とされてくるものがあるでしょうか。

[テイラー教授]

興味深いご質問ありがとうございます。私が発言の中で触れたのはTLO、超国家的な法秩序という考え方で、これはある意味、複雑性を反映する考え方です。ASEANプラス・ワン、ASEANプラス・スリー、ASEANプラス・シックス、ASEANプラス・その他というのはTLOの競合を表しているわけでありまして、法律を作ろうということではなくて、ASEANの行動に影響力を及ぼしてゆくための様々な枠組みを作ろうということです。

そこでご質問なさったのは、日本の努力がこの種の文脈の中でどう捉えられているのか、ASEANプラス・ワンがそれぞれの方向に引っ張ってゆこうとしている中で、どう働くのかということですが、確におっしゃったようにコーディネーションの問題があります。しかし、日本の投資、そして長期的な投資があるので、それを勝ち抜く可能性があると思っています。アメリカも特定の法的問題に関しましては時々関心を持つことがあります。しかし、アメリカは、入ってきては法制改革の問題でぐちゃぐちゃにして、その後すぐに去ってしまうというようなことが往々にしてありました。私の記憶が正しければ、日本の同僚が何年前に、我々はアメリカには感謝しなければいけないといいました。アメリカが来たら、日本の仕事が増えるからだといっていました。体系的な関係作り、そして制度づくりに日本が携わる機会をアメリカが作ってくれているから感謝しようといったわけです。その意味では日本の果たした役割はとても大きいわけですが、しかし現実論からすると、様々な競争が同時進行しています。

安全保障、移住の問題、商法の問題、人権問題、したがって、複雑な問題であるということは間違いのないと思います。

[ドゥアンヴィライ部長]

AECに加盟後、どのように変わってゆくのか、特に日本との協力関係においての今後の変化はどうかということですが、AECの統合に参加したとしても、日本との関係が大きく変わることはないと思います。ラオスと日本の間には協力の約束があり、プロジェクトは継続して進んでいます。まだこの法整備支援関係のプロジェクトは終わっていないからです。

[ズン弁護士]

興味深い質問だと思います。この点を討議するためには数日間のワークショップが必要な気がしますが、単純にお答えしたいと思います。

ASEANというのはコミュニティーグループです。ベトナムと日本というのは2国間関係で、2国間の協定があります。そして、私たちは様々な諸国と友好関係を結び、日本との関係もそうです。

また、全て一朝一夕に達成できるものではありません。日本・ベトナムの関係の歴史を振り返ると、ハイレベルの交流がこの5年、10年の間に両国間で行われてまいりました。お互いに問題を討議してきました。そして、日本とベトナムの関係の本質が作り上げられてきたわけです。しかしながら、あらゆる2国間関係というのは調節が必要です。新たな環境に、新たな課題に対応し、変化に対応してゆくために調整が必要です。ASEANに新たな課題が生まれるのであれば、また新たなフォーカスや新たな動きが必要になったら、2国間関係もそれに応じて調整してゆく必要があると思っています。

[会場からのコメントー森寫昭夫名古屋大学名誉教授]

日本の法整備支援のきっかけを作った、草分けの一人として、3名のご報告における日本の法整備支援プロジェクトに関してのお言葉をありがたく受け取ります。

テクニカル・アシスタンス・イン・リーガル・フ

ールド、法整備支援の定義についてなんです、まずこのテクニカル・アシスタンスということについて、誰が誰を支援するのかということです。3名の発表者の皆さんは、日本におけるの主演は JICA であり、日本政府であるというお話でした。また、カウンターパートはそれぞれの政府、ラオス政府、ベトナム政府であるという文脈であったと思います。もちろん様々なドナー機関があり、そして被支援者があるわけですが、私は、政府から政府への支援という形に限定してコメントしたいと思います。

また、法の支配についてであります、多くの人が ASEAN の法の統一ということに言及されていたと思います。しかし、法整備支援というのは、これは国内法だけに限ったものなのではないでしょうか。あるいは国より下位の組織、例えばコミュニティーあるいは草の根の運動に対しての支援ということはどうなのではないでしょうか。これらも非常に重要な広い意味での法律の一部となるのかもしれませんが。ただ便宜上、ここでは国レベルでの法律、また国家政府が別の国家政府に対して支援を行うという形に限ってお話をしたいと思います。

この制限の枠内において、日本政府は、このプロジェクトを始めました。そして、国による支援、国家政府に対する支援が昔、1960年代に失敗した経験を見てきました。例えばアメリカの政府がアフリカの諸国の政府を法律の整備、そして近代化という名目で援助しようとしたのですが、アメリカの政府は民主化、アメリカ化を強力に押し進めようとしてきました。これはソ連に対抗してということでしたが、失敗に終わりました。それから、ヨーロッパの開発銀行は、特に経済における安全保障の側面において、ある種の法律をポーランドに押しつけようとしてきました。同じような安全保障に関する法律を ADB がカンボジアに押しつけようとする動きがありました。安全保障について、カンボジアの政府に対して強力に押し進めようとしたわけです。

このような支援を行う組織は、自分たちの利益は守ろうとします。経済的な利害あるいは政治的な利害を守ろうとします。しかし、イデオロギーについ

ては語りませんが、その援助を提供している組織の利益を重視します。日本の国益というものを、そこでどう扱うかについて気をつけなければいけません。受け手側の政府に対して日本の利益を強力に押し進めようとしてしまいますと、私たちの貴重な資源もすぐに枯渇してしまうことになると思います。そのような経験を見てきたわけで、西側の法律と全く異なる文化というのがあるので、それと日本の伝統的な社会そのままくっつけることはできないと思ったわけです。

カンボジア、ベトナムに関して考えたときに、これらの国が例えば10年とか、長くても30年ぐらいで調整を図ろうとしていることを見てまいりました。これらの国々の人々のことを考えたときに、日本の法律家が西側とはいいませんけれども、市場に則った法律をどんなふう調整しながらカンボジアやベトナムに提供してゆくの、国によって大きな違いがあると思います。ラオスはまだ、それはこのような問題について話をするのは少し早いかもしれませんが。それぞれの国にそれぞれ異なった問題、また、長所や短所があると思います。

日本による法整備支援について語るときには、ぜひどのような点について特に言及をしているのかを意識していただきたい。またどのような側面に関してのコメントなのかを具体的に考えてほしいと思います。皆さんからの温かいコメントは高く評価し歓迎いたしますけれども、少なくとも私自身としては全てが理想どおりに行っているとは思いませんし、このあたりのことを考えなければうまくゆかない可能性も出てくると思います。

ベトナムに話を戻しますが、ベトナム政府からの非常に強い信頼を得ることによって、ベトナム政府の方から、どのような憲法の条項の修正を行えばベトナムに適切なものになるだろうかということで、それについて日本の法律家あるいは政治家と、それからベトナムとの間で議論をしてほしいという話が出てきました。ベトナムの法律家たちは日本の法律家を信頼してくれていたということです。ずるいことをしたりはしないと考えてくれたのでしょ

すから、ベトナムの関係者が名古屋大学やその他の組織に訪れて、助けを求めたのだと思います。

[ズン弁護士]

今のお言葉、ありがたく頂戴しました。私も同感です。私の考えは既に述べましたが、意味のある協力体制を特に法律分野において構築してゆくためには、実践的な、また柔軟性を持った考え方でやらなければならないということです。私は、国連で5年ほど働いた経験があり、そして国際的な支援に関する仕事をしました。その時、ベトナムに協力するに際し、「ベトナム側が望む方法があるのであれば、その方法で行う。」とはいうものの、実際にベトナム側がこういうやり方でしたらいいといったとして、一応は耳を傾けますが、それが本当にディスカッションに結びつくことはありませんでした。何かを輸出しようとする際に、その現場は一体どうなっているのかということを知らずに、ただものを押しつけようとする、それはうまくゆかないと思います。そういうことをおっしゃりたかったのだと思います。

【第3部】

[横田特別顧問]

横田でございます。第3部のモデレーターを務めさせていただきます。

今朝から非常に内容の濃い、興味深いお話を聞いてまいりましたが、最後のセッションとなります。少し肩の荷を下ろして、パネルということですので、お互いに意見を交換し合う場にしたいと思いますので、リラックスしたムードで進めたいと思います。まず新しくパネルに加わられた佐藤さん、渡部さんの順番でそれぞれ10分ずつ、先ほどのプレゼンテーションについてのコメントを含めてでも、ご自身のお考え、ご経験でも結構ですのでお話しください。

[佐藤アドバイザー]

皆さん、こんにちは。JICAの法整備支援アドバイザーを務めております弁護士の佐藤直史です。私は、これまで過去10年以上にわたりましてJICAが行う法整備支援に従事してまいりました。現在、少し外側から日本政府が行っている法整備支援を研

究し直したいと思い、オランダで在外研究をしております。

その中で感じたことがたくさんありまして、10分間ではお話しし切れないのですが、本日は、1つだけ皆さんとぜひディスカッションをしたいと思うテーマがあります。それは「メッセージ」ということです。

JICAの法整備支援は、ここにいらっしゃいますたくさんの方々に支えられながら20年前にベトナムで本格的に開始いたしました。その間、個別の現象に対して本当に真面目に取り組んできたという自負がございます。相手国の制度をしっかりと知った上で、現地のパートナー機関の皆さんと本当にディスカッションを重ね、何が問題なのかについてこちらと一緒に考えてゆくという共同作業のアプローチをしてまいりました。このような本当に地道な作業をここまで深く掘り下げて行っているということは、やはり日本政府の法整備支援の非常に大きな特徴であり、しっかりと打ち出せるすぐれた面と云ってよいと思っております。

しかし、そうした我々の法整備支援というものが、なかなか認知されていないという現状があり、認知されていない原因は、もちろん発信の量自体の少なさということがありますが、実は、メッセージ性というものが少ないのではないかと考えております。

もちろんイデオロギーに関して中立的に行ってきたということは、これまでのディスカッションでも出ておりましたが、そのことは私たちの支援が評価されている一つの側面でありまして、今ここで何か特別なイデオロギーをバックボーンにすべきだという議論をしたいわけではありません。一方で、ミクロの面で我々がパートナーの皆さんと一緒にすごく苦労しながら一つ一つやってきた中で、私たちがパートナーの皆さんと共有できる、私たちの支援に内在している様々なメッセージがあったと思うのです。

そうしたメッセージをしっかりと打ち出してゆくこと、そして、発信する際にも、あるいはパートナーの皆さんとディスカッションする際にも、私たちが依って立つものはこれであり、私たちが何のために、

何を目的にして一緒に法整備支援を行っているのかということをもっと具体的に言葉として伝えてゆくことが必要なのではないかと考えています。

法整備支援のアクターが非常に多様化している中で、私たちが何を目指してやっているのかということ、パートナーの皆さんとも、他の法整備支援に関わっているアクター、ステークホルダーの方々ともしっかり共有してゆく必要があるだろうと思っています。

もう一つ、法整備支援のインパクトということ考えた際に、私たちは常にパートナーの皆さんと話し合いながら、パートナーの皆さんと現地で問題を共有しつつ法整備支援を行ってきたわけですが、今回のテーマでもあります ASEAN 経済共同体の例を挙げるまでもなく、私たちの行っている支援は、大きなインパクトをもって国際社会に捉えられています。これは、法整備支援を利益を受ける側の立場から考え直すということでもありますし、また、対象国、パートナー国だけではなくて、パートナー国で活動する全ての人たち、あるいはパートナー国の皆さんが所属しているコミュニティー、そのような中に大きなインパクトを持っているということです。

こうした非常に多くの関係者の皆さんにしっかりメッセージとして私たちが依って立つノルムを打ち出してゆくべきであると考えています。これがないがために日本の支援が分かりにくいという評価を受けていることを非常に残念に思っておりまして、これは私どものキャパシティ不足、あるいは発信不足が原因であり、それについては、この場にお集まりいただいた皆さんとぜひ一緒に考えてゆければと思っています。私たちは何のために法整備支援を行っているのか、それを具体的なメッセージの形で表してゆくということです。

私たちの支援は、目立つことなく、本当に真面目に、地道に行ってきたのであり、これまでの支援を決して私はネガティブに評価すべきとは思っておりません。むしろ非常にポジティブに評価できると考えております。ただ一方で、これは日本人の特徴かと思えますけれども、多少表現が適切でないかもしれま

せんが、非常に謙虚に、私たちは本当に一生懸命地道にやっておりますということを強調し過ぎたのではないかと思います。これまでパートナー国の方々、今こちらにいらっしゃいますチャンタリーさんやズンさんから非常に高い評価をいただきましたけれども、そうした成功体験を踏まえて、新しいメッセージを打ち出してゆくべきであると、そのように考えております。

JICA が本格的に支援を始めましてちょうど 20 年の節目でもあります。また、昨年には「Sustainable Development Goals (SDGs)」が国連総会で採択されました。私たちの法整備支援もそうした国際社会の動きを踏まえ、また ASEAN 経済共同体に所属しているパートナー国の多くの皆さんと一緒に支援をしてゆく中で本当に共有できる価値と一緒に考えてゆきたい、そして、それをメッセージとして、国内外、あるいは様々なコミュニティー、様々なアクターの方々をしっかり伝えてゆく必要があるという認識を持っております。

[渡部教官]

本日は、長年法整備支援に関わってこられた先生方、あるいは各法律分野の研究をされてきた先生方がご参加をされている中で、私がこのような席で発言をさせていただくというのは、大変僭越ではございますが、主催者側の一人ということでご容赦をいただければと思います。個人的にはこの後様々な先生方からご意見を頂戴できることを楽しみにしております。

様々な先生方から大変有意義な話を聞きまして、一つ気づいたこととしましては、森嶋先生がおっしゃっていた法整備支援の定義というところにも関わってきますし、先ほど佐藤直史さんがいわれたメッセージ性というところにも関わってくるわけですが、やはり狭い意味での法整備支援というのではなくて、より広い意味での法・司法改革、諸外国ではルール・オブ・ロー・プロモーションということでまとめられる場合もあるかもしれませんが、そういった法制に影響を与える取組みという側面で見ると、これには本当に色々な顔があるということ

があります。したがって、色々な取組みが各ドナーの各プロジェクトにおいて進んでおり、その観点やプライオリティーも非常に多様であると改めて思った次第です。

また、特に経済という意味で考えれば、今回のテーマでもある ASEAN、特に AEC の枠組みや、他の様々な経済連携協定・投資協定なども法制に影響を与えてくるということを考えなければなりません。したがって、我々が行っている法整備支援が大きなグランドデザインの中でどのように位置づけられるのかということを経験として把握した上で、どの側面にプライオリティーを置くのかとか、日本の法整備支援についてどういったメッセージを発するのかことを考えてゆかなければならないなと思っております。

富吉理事の挨拶にもありましたとおり、我が国で最初の ODA としての法整備支援のプロジェクトが始まったのが 1996 年ですので、ちょうど 20 年経過したことになります。20 年という長いようにも感じますが、我々が取り組んできた民事基本法を中心とするような起草支援や実務改善、あるいは人材育成などは、数か年の取組みで成果を出せるものではなくて、長期的なスパンで見ると必要があると思います。とりわけ民事法の分野は、あらゆる法運用の基礎をなすという点で、非常にチャレンジングであります。本日、法整備支援の成果について幾つかのコメントをいただきましたが、もちろん特に法律の実施面などについてはいろんな課題があるものの、民事関連分野で数多くの法律がきちんと制定をされ、そしてそれを運用できる人材が育ってきているということは、紛れもない成果だと思います。

この成功は、当然のことではありますが、これまで関わってこられた多くの日本の専門家の献身的な努力によってもたらされたとまずいことができます。それと共に、常々感じるのは、やはり相手国側、現地のパートナーの方々の熱意、改革・改善をしたいという意欲がなければ達し得なかったことであろうということです。一言でいうとオーナーシップということです。やはり全ての支援の始まりは、現

地の人々が自分たちの国をどうしたいと思っているかということであろうと思われ、それがなければ持続的、効果的な改革は困難であろうと思っております。

幾つか日本の支援の特徴についてテイラー教授が非常に鋭く指摘され、大変参考になりました。私が特に共感した点としましては、これは鹿取大使もおっしゃっていましたが、パートナーシップということだと思います。

ODA 大綱が昨年 2 月に改定され、新しい ODA 大綱では開発援助から開発協力という言葉を用いて、より対等なパートナーシップという点を強調しておりますし、先ほど佐藤さんが言及された新しい国連の開発目標、SDGs というところでも、これは先進国も含めた国際社会全体に共通する課題ということで設定されています。そのゴールの 1 つに法・司法分野が入ったということは、大変意義深いことと考えております。

このパートナーシップという点については、私も実際支援を経験していて、こちらの方が一方的に知識を与えるだけではなくて、現地の方々から教えていただくこと、また、日本の制度について気づくことが多いということを感じました。これまでの支援で築き上げてきたパートナーシップを、これからも引き続きで発展をさせ、法制度・司法制度の分野で共に発展をしてゆくという考え方がこれからも重要になってくるのだらうと感じております。

最後に、今日のテーマの ASEAN と法整備ということですが、このような壮大なテーマに答えるだけの見識を持ち合わせておりませんが、午前中の質疑のところで、鮎京先生から ASEAN との法律情報のエクステンションというお話がありました。依然、日本の法整備支援は対 ASEAN 支援なのかと聞かれたときに、少なくとも私は対 ASEAN という目線で法整備支援を考えたことは余りないことに気づきました。日本の法整備支援は、森島先生もおっしゃったとおり、国際スタンダードだけではなくて、現地の実情やコンテクストを見ることが特徴の一つですが、ここに ASEAN という地域的な視点

が今後より加わってくるのかとも思っております。もちろん EU とは大きく政体異なるわけで、独自の ASEAN 法というのがどの程度どれぐらい形成されるのかというのはよく分かりませんが、1つの地域共同体ということで、ASEAN の動きをこれからの支援においても考慮してゆかねばならないと思います。

また、協力の進め方についても、ASEAN という視点で見るといろんなバリエーションが出てくるように思いました。例えば、いわゆる南南協力・三角協力といわれるような取組みも考えられるのではないかと思います。実際、法整備支援の分野でも、既にベトナムとラオスの間で以前にそのような取組みがスタディーツアーという形で行われたと承知しておりますし、そこに加わることによって、日本がより地域全体への貢献をなし得るのではないかと感じた次第です。

[横田特別顧問]

法務省は、20年前まではほとんど国内の法律問題を扱ってきて、国際的な問題に個人的に関心を持つ人はいたと思いますが、組織的には関心はなかったのだらうと思います。そういう中で法整備支援が始まり、ASEANに限るわけではなかったのですが、近いということもあって、ASEAN 諸国にはある程度重点を置く活動が行われてきたわけです。その場合に ASEAN に注目したらどうなるかということについて、ASEAN 域内での相互の協力ということに目を向けた発言があったのは、大変興味深いと思います。

ここで、先ほどお話を伺いましたテイラーさん、それからチャントリーさん、ズンさんに、今の佐藤さんと渡部さんのコメントを踏まえてお話ししたいと思います。

まず、テイラーさんをお願いしたいのですが、テイラーさんは日本の法整備支援の特徴についてポイントを挙げて非常にクリアに説明してくださり、全体としては、これまで国際社会がしてきたやり方よりも良いものの、そのように評価するには条件があるというようにいわれました。先ほどチャントリー

さん、ズンさんから、それぞれの国についてのご経験の話があり、日本の法整備支援がイデオロギー性が余り強くないとか、あるいはフレキシブル、プラクティカル、あるいはセルフヘルプに力を入れているとかいう点が指摘されました。テイラーさんの最初の話はミャンマーについてでしたが、具体的にラオス、ベトナムについてどのように考えられているかについてコメントをいただければと思います。

もう一つ、佐藤さんから、日本の援助の意図などがどうして正確に国際社会に受けとめられていないのだろうか、メッセージ性がないからだろうかという問題提起があったわけですが、テイラーさんは、国際的に様々な経験を積まれています、その辺について、どのようにしたら、もっと日本の意図が海外にきちんと伝わるのかということについて、サジェスチョンをいただければと思います。

[テイラー教授]

佐藤直史さんの発言にはとても強い刺激を受けました。最初の発表では、私たちはとてもきれいな、すっきりとした説明で日本の法整備支援についてまとめたわけですが、もう少し詳しい話をしたいと思います。

このような会議をオーストラリアやアメリカで、あるいはヨーロッパで開いた場合、どのような言葉が出てくるのでしょうか。例えば「ジェンダー」、「社会の公平さ」、あるいは「エンパワーメント」、それから「環境」、「気候変動」、「人権」、さらに「腐敗、汚職」といった言葉が出てくると思います。また、法整備支援のプロセスについて話をした場合には、「説明責任」、「評価」、それから「官民のパートナーシップ」、「イノベーション」という言葉が出てくると思います。特にイノベーションが今年は非常に熱い言葉だといえます。

このような実際的な考え方、コンセプトというのは非常に大切だと思います。日本はドナーをまねしているだけだとか、日本がこれまでやってきたことがうまくいったので、それをもって世界銀行やアメリカも日本をまねているのではないのかということではなく、それよりもむしろ、メッセージが何なのか

ということにあると思います。

強いアピール力を持つような内容について、このような法整備支援で訴えるのは難しいことだと思います。2年、3年、4年とかけて地盤を築いてゆくということ、例えば法律文書の起草の方法について援助をすることで、その国にとってはそれは初めてのこともかもしれません。民法を最初から作るというのは、歴史的に見ても非常に大きな出来事です。しかし、それはその国の歴史においては一度きりのことです。そして、非常に大きな成果だと思いますが、それを他の人たちにPRする、また、開発のストーリーとして一般の人たちに訴え納税者に伝えてゆくということは難しいと思います。

午前中のセッションで鹿取大使がおっしゃいました。卒業生あるいは奨学金を受けた人たちの数ですけれども、日本で学んだことのある人は非常に多いのです。例えば200人の教授がインドネシアで今教えていてその200人が日本で勉強してきた人たちということは、すばらしい事実だと思います。

それから、ズン先生がおっしゃったように、ベトナムでの法律改革の担い手の第1世代は、司法省の大臣も含めて、日本で研究あるいは経験を積んだ人たちであるということです。こうした人たちの伝記、あるいはこれまでの生き方について、多くの人に伝えてゆくことができれば、これは人間的側面から見ても非常に面白いと思います。その人たちの人生がこうした日本のプロジェクトに関与することでどう変わったのか、また日本からどのような形で支援が行われて、そしてその過程でこの人たちが何を学び、人間としてもまた政治家としての課題に、あるいはチャレンジに応じていったのかということストーリーにして伝えてゆけばよいと思うのです。そうすると、とてもパワフルな語りができ、そして、説得力を持ったものとなるでしょう。そうしたアプローチがあるのではないかと考えました。

また、実的な問題としてもう一つ大切なことは、世界は今、変化をしつつあるということです。2016年の法整備支援は、例えば法廷、裁判所の制度を改善することにより、より先読みがしやすくなり、透

明性が高められるとっていますが、そのようなことだけではなくて、一体何人の女性判事が裁判所にいるだろうかということも考えるべきです。また、それだけではなくて、その裁判所が社会的問題に対してどのようなインパクトを持っているのか、裁判所がドメスティック・バイオレンス、土地についてもめぐりについて、どのような判断を下し、どのようなインパクトをもたらしているか、少数民族や女性や子供の生活にそれがどのような影響を及ぼしているかなどということ、これはミャンマー、それからラオス、ベトナムにおいても大切なことだと思います。こうした点について目を向けてゆくことが大切でしょう。

こうした質問を問いかけることそのものがこのプロジェクトにおいて大切だと思います。市民社会や、新聞などにおいてこうした疑問点が取り上げられ、それらが評価されてゆき、その中でうまくゆかなかつたとされることもあるかもしれませんが、それによってより幅の広いもの見方がこのようなプロジェクトに関してもできるようになるのではないかと思います。

[横田特別顧問]

今のコメントの中で、言葉のリストがありましたね。ジェンダーとかアカウンタビリティとか、コラプションとか。普通の援助の目的や意図について書かれている文書では、こういう言葉が頻繁に出てきて、議論でも出てきます。日本の場合には、そういう言葉は余り見かけないのではないかという問題提起なのでしょうが、先ほどメッセージ性について言及された佐藤さんは、その点についてどんなふう感じられますか。特にNGO、その他のメディアの方からはそういうことがあるのではないかというのがテイラーさんからのコメントだと思いますが、それについてのご意見もお聞かせください。

[佐藤アドバイザー]

まさに私が申し上げたかった、あるいは今日この場で皆さんからぜひお知恵を拝借したいと思っている点ですが、今ご議論いただいた部分です。

法整備支援を1つだけの目的で行うということは

恐らくありませんし、いろんな複数の目的があつてしかるべきだと思っております。また、伝えたい相手によっても表現の仕方などが少しずつ変わりながら、相手によって使い分けるといふことも必要になってくるのかもしれませんが、ただ、やはり何を目標しているのかをはっきりいわないがゆえに、非常に分かりにくくなっているといふこと、また、色々なアクターが増えてゆく中で、もっと連携が必要だといふ際にも、実は我々のメッセージが伝わっていないからうまく連携が進まないといふこともあると思っております。

誤解されて伝わっているような部分も若干あります。1つ例を挙げますと、例えば民法典につきましては、ベトナムでもラオスでも長い間支援してまいりまして、また本当にこの会場にいらっしゃる、あるいは東京にいらっしゃる先生方も大変ご尽力いただいているところですが、民法の支援というものが人権とどう結びついているのかについて、実は我々がしっかり発信しながつたがゆえに多少誤解されている部分があるのではないかと思っております。

と申しますのが、民法典は人権に直結している法律であることは、もうこの会場にいらっしゃる方々にはご説明するまでもないと思っておりますが、非常に身近な権利、例えば財産権といったような非常にプリミティブな、身近な権利を規定する法律であり、人権をしっかりと保障してゆくためにどうしても必要なものであるといふようなメッセージがしっかり打ち出されていないがゆえに、「民法の支援をしている JICA は余り人権を重視していないのですか。」などという質問が来たりします。これはほんの一例ですけれども、そういうことではないのだといふことをしっかりメッセージとして伝えてゆく、我々も民法の支援をしてゆく過程で、そうしたことも打ち出してゆければ、連携なども更に広がってゆくのではないかと考えています。

これは、これまでのやり方を否定するものではありません。先ほどテイラー先生がおっしゃったキーワードの中にイノベーションという言葉がありました。まさにイノベティブなことを、我々はこれま

での体験を踏まえて考えてゆかなければならないのだろうと思っております。

[横田特別顧問]

それでは、次はチャンタリーさんをお願いいたします。チャンタリーさんにおかれましては、これまで様々な発言があつたことについて、どのような点についてコメントしていただいても結構なのですが、今論点になっております日本の法整備支援の特徴についてテイラーさんも色々コメントされましたが、チャンタリーさんはラオスでのご経験で、実際日本のフレキシブルでプラクティカルなアプローチを評価するようになつていただきました。テイラーさんが説明されたように、日本の法整備支援には良い点もあるけれども実は問題点もあるといふようなご指摘でしたが、その点を含めて、ラオスでのご経験でどういふふうに感じられたかといふことをコメントの中に含めてお話いただきたいと思っております。

もう一点、渡部さんが話されたことですが、ASEAN 諸国の中での協力といふことをどういふふうに考えておられるかについてです。実をいいますと、ミャンマーが ASEAN に加わる時に、メディアでは、あの国が加わると人権の基準が ASEAN の基準からも更に低くなって大問題であるとのコメントもありました。そのような中で、ASEAN 諸国は、人権面でもお互いに協力するといふことを打ち出して、実際に人権のメカニズムを作りました。そういうことを含めて、人権だけではなくて、法整備支援に関連する問題について、ASEAN 諸国相互でどういふ協力ができるか、それに日本や他のドナーがどう協力できるかといふ点にもコメントいただけるとありがたいと思っております。

[チャンタリー部長]

私のコメントですけれども、2つほどあるかと思っております。まず、私たちがこのような法の整備をどのようにして日本の専門家の方たちと一緒にやることになつたかといふことで、もう1つは、どのような変革が行われ、また AEC に加わつた後、どのような変化が起こるだろうかといふことです。

私が最初に発表した中でも申しましたけれども、

ラオスの法、そして司法制度は、まだまだ新しいものです。1990年代の後半になってようやく整備を始めたところですが、したがって、他の国と比較しても、例えば日本などと比べても、日本だともう1,000年ぐらいかけて法制度ができてきたといってもよいと思いますので、大きく異なります。日本の専門知識を私たちも活用したいと思います。

日本はアジアの国ということで、私たちとよく似た文化的側面があるのではないかと思います。生活の様式や、それから慣習などに関しても似ている、あるいはほぼ同じというところもあるかと思うのです。ということで、日本の専門家の方であれば、私たちの文化がどのようなものであるかということも早くお分かりいただけるとと思います。それで協力もしやすいのではないかと感じています。

日本の方たちは、法律をそのまま持ってきて、これを受け入れなさいということはおっしゃらないわけですが、自分たちのやり方は適切か、私たちの国にぴったり合うかを検討されて、そして私たちの文化も十分に検討される、そうした傾向があると思います。それが我が国の政府においても、日本の専門家の知識を積極的に受け入れる1つの根拠となっています。無理やり押しつけて法制度を持ち込もうということではないということです。私たちにとって適切なものを紹介してくれるので、それを私たちとしても受け入れることができるということが、我が国の政府も日本の良いところだと感じている点です。

それから、日本の専門家の方々には、人材などについてもどのように考えたらよいか、何をすればよいかということ色々と教えていただきました。90年代以降、制度を整える過程においてです。人材もまだまだ育っていない状況でしたので、日本と協力を進めることによって、そうした面でも色々と知識を得ることができました。

AECに加わった後どのような形になってゆくか、また我が国と日本の協力関係がどうなってゆくかについてですが、変化といっても、どのような意味をそれが持つかということが大切だと思います。日本は非常にたくさんの貢献をASEANだけではなく世

界中でも行っていると思います。ASEANの諸国の間において、どの国が発展をしてゆくか、シンガポールはちょっと進め方が違うかもしれませんが、日本はアジアの中にある国であるということで、そのことが非常に重要な意味を持つてくると思います。日本は我々の地域と近いところにあります。宗教にも色々な違いがあるかと思いますが、類似点も非常に多いと思います。ですから、変化を起こすといいますが、協力の体制の中で持つ意味合いが少し違ってくるのではないかと思います。

今日お話しした内容に関して、2点つけ加えました。

[横田特別顧問]

同じ質問をズンさんにもしたいと思います。ベトナムのご経験で、日本の援助の、先ほどテイラーさん、その他の方が触れられた特徴がどう受けとめられているか、生かされているか、あるいは問題を起こしているかといったようなことを含めてコメントしていただきたく、それからASEAN諸国の間の協力関係をどう考えるかということについてもコメントをいただくとありがたいと思います。

[ズン弁護士]

私は常に具体性を持って物事を見つめます。ドナー、支援国の中には、大きなことをいう人たちがいます。例えば、あるドナーとのディスカッションを思い出します。ドナー側はプロジェクトのタイトルに人権を入れなければならないといいました。そして、開発というテーマに私は20年間携わってきましたけれども、ドナーの中には非常に大きなワークショップを、非常にデリケートな目立つトピックに関して開催することによって、自国の納税者とは異なるまでも、自分たちの国に目立つことを成し遂げたということを報告できるようにしたいということもありました。

実践的なアプローチという意味では、ドナー国はもうドナーと呼ばずカウンターパートといった方がよいと思います。例えばベトナムの政府のカウンターパートが日本であるという捉え方が正しいと思います。

実践的な意味で何が本当のニーズなのかを把握することが必要です。おいしそうな食べ物を出されても食べられないものもあるかもしれません。お腹がすいていればお水さえおいしいと感じるかもしれません。佐藤さんのおっしゃった点に戻りますと、どのようにすれば法律の専門知識に価値をつけることができるのかについて、日常的又は定期的な対話がカウンターパートの間で持たれることによって、お互いを理解していることを確認することが必要です。相互信頼・相互理解が必要です。本当のニーズは何なのか、需要はどこにあるのかを探るわけです。そして、より効率的な意味ある協力は何なのかを探ってゆくということが必要だと思います。

だからこそ私は、特に機微な分野、法律、司法、人権、腐敗防止といったところを相互信頼に基づいて取り組んでゆくべきだと考えています。現実的な意味において何が需要として存在するのかを特定した上で取り組んでゆくことが必要だと思います。それがまずはベトナムと日本というカウンターパート間の過去 20 年間における協力に関する感想です。

次に ASEAN 域内での協力ですが、東京から森島先生が発言なさったことに同意できる部分があります。協力を国対国、日本とベトナム、日本とラオスに限った場合には、おっしゃったことはそのとおりだと思いますけれども、しかし、クロスボーダーの協力といういい方にしましょうか、プロジェクトとかプログラムで JICA が資金をつけて ASEAN で行うというものだけでなく共同で行動する、例えば日本が幾つもの ASEAN 諸国と一緒に何かをやるということもできると思います。そのような観点からの協力というのも良いのではないかと思います。

[横田特別顧問]

これまで説明をいただいたことについて、内容を深めるためのパネリスト間の意見の交換があったわけですが、さらに、これを聞いて、佐藤さん、渡部さん、何かコメントがあったら、発言していただけますでしょうか。

[佐藤アドバイザー]

先ほどもお話しさせていただいたとおり、本当に

私たちが、今ズンさんがおっしゃったような相互理解、相互信頼をベースに行ってきたというやり方自体は全く変える必要はないと思っています。むしろそのような方法論がいかにも良いアプローチであると評価される面があるわけで、決してこれだけが唯一の正解であると指摘したいわけではありませんが、そういう良い面があるということはしっかりアピールしてゆくべきだと思っており、この点、そのように評価していただいたことは、私たちも誇りに思っております。

ただその上で、より端的に分かりやすく共有できる価値、共有できる目的が何であるのかということについて、ぜひパネリストの方々や会場の皆さんからご意見を賜りたいと考えております。

[渡部教官]

最初に佐藤さんが問題点を提起したメッセージ性という観点ですが、これは個人的意見ですけれども、私自身も実は日本の法整備支援を海外の方に説明する時になかなか説明しにくいと感じたことはあります。一方で、やはり法制度、司法制度に何らかの協力をするということになる、どうしても政治性を帯びるといところが避けて通れず、そういう時に日本は、テイラー先生のおっしゃったとおりノンイデオロギーであるといところを保ちながら、技術支援であることを保った上で、どのようにズン先生もおっしゃったようなセンシティブな 이슈 も絡むところに相互信頼を築きながら取り組んでゆくかというのが非常に難しいなと思っているところです。

2 点目の ASEAN 域内におけるクロスボーダーの協力ということに関しては、現在、我々法務省が JICA プロジェクトを通じて法整備支援に関わっているのは ASEAN10 か国のうち、ちょうど半分の 5 か国になっています。今後、ASEAN 共同体が進展するにつれ、ASEAN 全体という観点で、他の ASEAN の国の動向についての情報収集というか、協力関係というのも強化していくべきではないかというふうな印象を受けました。

[会場からの質問① - 福山市立大学桑原尚子准教授]

佐藤さんに質問とコメントなのですが、メッセージ性がないという点です。

私はウズベキスタンで5年ほど法整備支援に携わらせていただきましたが、テイラー先生がおっしゃったような日本の法整備支援で何が欠けているのか、例えば他のドナーであれば国連のアジェンダ開発課題に挙げられているような項目と、日本の法整備支援のプロジェクトとのリンクが切れているのではないかというお話だと思います。ウズベキスタンの他のドナーとの違いについて考えてみますと、他のドナーの場合には、法整備支援というのは、ある開発課題のプロジェクトがあったとし、例えば気候変動でも何でもよいのですが、そういったプロジェクトがあって、その中の一つの方法論、あるいは方策として、プロジェクトの一部に位置づけられているように思います。

振り返ってみますと、日本と極めて近いやり方をしているのがドイツのGIZであると思ひまして、佐藤さんが今指摘されたことは、メッセージを伝える相手が一体誰なのかということと深く関係していると思います。日本の法整備支援もドイツの法整備支援も、ここに今座っておられる法律家にとってはすごく分かりやすくメッセージがある、むしろ日本やドイツの方がメッセージがあると思うのですが、実際に開発産業に携わっているドナーを見ると、法律家はほんの一部であって、一般の人に至ってはほぼいないような状況であると考え、プロジェクトの組み立て方と関係があるのではないかと思ひまして、今行っていることを変えるとかそういうことではなくて、他のドナーがしているようなプロジェクトの組み方についてはどのようにお考えでしょうか。

[佐藤アドバイザー]

桑原さんがウズベキスタンで色々経験された、本当にそのご経験を踏まえた非常に重要な指摘だと思います。

おっしゃるとおり、法律家にとっては分かりやすいと思われる法整備支援を、法律に詳しくない方々に対して、この法整備支援が何に貢献するのかとい

うことを分かりやすく示してゆく必要がある。そういう意味では、今おっしゃったような、開発課題にどのようなアプローチで、どのような道筋で貢献してゆくのかというところをしっかりと示す必要があるのだろうと思っています。

そういう意味で、今おっしゃっていただいたようなプロジェクトの組み立て方、我々のプロジェクトを、3年なら3年、4年なら4年といったような限られた期間で何か結果を出してゆく、納税者への説明責任がありますのでそれは当然としましても、その先の貢献、利益となること、何に向かっているのかということを示すことが、非常に重要なことだと思っています。個々のプロジェクトだけでなく、それをもう少し大きな枠組みで捉えてゆく、プロジェクトの組み方自体をガラッと変えるというよりも、そのプロジェクトが開発課題にどのように貢献するのかについての道筋をしっかりと示せることが重要なかなと思ひしております。

ただ、そういった意味でもう少しプロジェクトも、余り個別のプロジェクトをとというよりも、それをしっかりプログラムとして考えられるような組立てというのは考えてゆかなければならないですし、最近ようやくそういった取組みも始まっているところで

法整備支援を使っている分野は、リンクする 이슈が大変多いと思うのです。例えば、汚職、コラプションに対してどういったアプローチができるのか。それは我々が、JICAが定義している法整備支援といわれるものでアプローチをできない、違う取組み、様々な取組みが組み合わさってようやく汚職対策というものに結びつくと思うのですが、そういった説明自体もしっかりしてゆく必要があるのだろうと思っています。

このプロジェクトでこれができます、あるいは、今一緒に行っているこのプロジェクトでこれができます、それが組み合わさってある開発課題に到達するのですということ示すために、プロジェクトの位置づけ、全体の取組みの中での位置づけを明確にしてゆくことは非常に重要なことだと思ひま

て、まさに指摘いただいた部分を今後も考えてゆきたいと思っています。

[会場からの質問②－河村有教海上保安大学校准教授]

私は、海上保安庁が行っているアジア諸国の海上保安制度の構築支援の研究を進めてまいりました。今日のお話ですけれども、メッセージということで、法務省の法務総合研究所の国際協力部のパンフレットを見させていただきますと、日本はなぜ法制度整備支援を行うのかという問いに対して、国際社会の平和と安全に貢献するという文言が書かれています。外務省のホームページも見ますと、またこれも相手国の能力向上に資すること、すなわち各国の繁栄、安定、更には世界の平和にもつながる、そして我が国と相手国との間の関係強化にも資するというので、我が国は積極的に法制度整備支援を行っているというふうに書かれています。

今日いらっしゃる松尾先生のご著書にも、平和的国際秩序としての地球的統治の実現ということと、グローバルな規範形成のネットワークの実現ということが示されていますが、様々に競合する諸価値を認識、理解して、ルールを調整してゆく、法を調整してゆく、それこそが法の支配の実現につながってゆくと思われまして、またアジア諸国は多元的な法ですから、多元的な法から個別性、ローカル性を踏まえた上で普遍性を追求してゆくということが非常に重要なのではないかなということ、私も先ほどちょっと福山市立大学の桑原先生がお話しされましたけれども、ジェンダーとか、コラプションとか、そういう一つ一つのテーマを具体的に設定する必要があるのかということに少し疑問を感じておるところですがいかがでしょうか。

[佐藤アドバイザー]

今発言されたことに対して、異論があるわけではございません。申し上げたかったことは、イデオロギー的な価値を何か大上段に構えることが必要であるということではなく、ただ個々のプロジェクトという形で切り取り過ぎていたのではないかと、それはどういった開発課題に結びついてゆくのかの説明の

部分が足りなかったのではないかとということです。決して何か1つイデオロギーを全面に打ち出すべきであると申し上ったわけではありませぬので、恐らく問題意識としては、まさに先生のおっしゃるとおりで、私もそのような問題意識は共有しております。その上で、どのような説明の方法があるのだろうか、その際何か分かりやすいキーワードで示すことも、相手によるとは思うのですが可能なのではないかと問題提起をさせていただいたわけですね。

[横田特別顧問]

今の河村先生からの質問は、国連などの場で議論されている重要なポイントを含んでいるように思われます。それは何かというと、紛争時、あるいは極端な専制政治の下で、極端な人権侵害の被害者になった人、あるいは虐殺されている場合にはその家族の人、この人たちに、もう時代が終わり紛争はなくなりました、もう前の政権が行った専制政治はなくなりました、ですから次に開発に進みましょうといつても、古い戦争、内戦、あるいはそういう圧政の中で苦しんだ人たちの気持ちというのは、それでは解決しないわけです。

そこで出てきている国連での議論が不処罰の禁止、インピュニティーということなのです。このことはJICAもよく分かっておられるのですが、JICAはその問題に直接は関わる機関ではありませんので、恐らくそういうふうには捉えていないかもしれません。

そこで、被害者に対してその気持ちが心の中で解決される方法として何があるだろうかということ、責任者を何らかの形で裁判にかけて責任を問うというプロセスを、平和になった時、あるいは専制政治が終わった時に実行してゆかなければならないということであり、このような考え方が出てきて、これが今、国際社会で主流になっています。

今、先生がおっしゃったこと、平和と安定に貢献するというのはそういうことと関連しているのです。つまり、圧政政治のもとで苦しんだ人たちはそのまま置いておかれると、不満がまたいずれ蓄積されて将来の紛争の種になるから、その問題を解決し

ておきましょうという考え方で、そのためには法整備でまずは過去に起こった不正義をただす、同時に今後同じようなことが起こらないようにする、それを確保できるのは多分、法の支配しかないのではないかと、こういう考え方なのだろうと思うのです。

私はこれまで東ティモール、ミャンマー、そしてスリランカにも関わったことがありまして、全部今のような問題が存在した国でしたので、追加的に説明させていただきました。

[会場からの質問③－松尾弘慶應義塾大学法科大学院教授]

非常に素晴らしいお話、ご発表ありがとうございました。

この法整備支援で重要な問題というのは、グローバル化の時代において、いかに伝統的な価値観、それぞれの土地固有のルールとの価値と国際的な基準の整合性を図るかということだと思います。

ベトナムにおいては、包括的な改正案を民法典に対して採択なさいました。これは昨年の11月、国民議会で可決されたと伺っています。これは抜本的な変更を伝統的な規則に加えるものです。例えば世帯というのを独立した法的能力を持った法の対象にするかということ。このような改正の過程において、何らかの影響があったのでしょうか。国際的な基準に関して、ASEANのグローバル化、あるいは国際社会への統合ということで、国際基準に影響があったのでしょうか。

インドネシアはまた、国連の物品の販売に関する協定に本年1月1日に参加されました。この点は、今日の討議では明確に討議されなかった、国際的なルールとそれから伝統的な価値観の整合性の問題です。私は、ベトナムの裁判官に昨年の11月にインタビューする機会がありました。その時にこの伝統的な規則の変更についてはどう思うかと尋ねました。例えば世帯を独立した法律の対象とすることに対するの免除という点です。答えは色々でしたが、裁判官には伝統的な規則に同情を示す人もいらっしゃいました。もちろんそうしますと、様々な財産の交渉ややりとりにも影響があるわけです。

弁護士としてズン先生はこのような改正について、あるいは伝統的な規則と国際的な基準の関係のどのよう考えられますか。これは非常に難しい問題で、お答えいただくのが難しいかもしれませんが、先生からコメントをいただければありがたいです。

[ズン弁護士]

極めて複雑な質問でテクニカルな質問でもあるのですが、この世帯についての問題についてはご存じない方もいらっしゃるかもしれません。前の法律では、この世帯というものを例えば法人のような、リーガルエンティティと考えていたわけです。そして、民事的な取引の対象というふう考えたわけです。しかしながら、新しい民法ではこれが除かれました。色々議論がありました。これは伝統的な規則を維持するか除去するかという問題ではありません。

私が思うに、まず第1点目として、ベトナムでは、結局、私たちの制度の長所、短所は何なのかということ考えたのです。つまり、世帯を法人のようなものとして維持するとして、50年前と、あるいは30年前と比べて状況はどう違っているのかということを考えました。なぜ結局それを除去することにしたかということ、実務的な観点からは、世帯を単位とするような取引というのはほとんどないからです。世帯、ハウスホールドというものは、かつてほど明確に取引に関連していません。かつては何世代もが一緒に世帯として1つの家に住んでいたわけです。そして、何世代もが一緒になって、例えば米を、稲作などをしていたわけです。しかし、今はそれが変わっています。かつてとは変わってきたということです。これで最初の質問の答えになったのでしょうか。

2点目として、バランスが必要だと思っています。伝統的な側面の利点、良いところと、国際基準の利点を考えて、どういったところを取り入れたらいいのか、組み込めばいいのかということです。例えば、国際的な物品販売協定に署名、調印したわけですが、色々論議がありました。旧民法においても、条文が

なければ、やはり国際基準を適用しなければなりません。様々な不祥事に対してですとか、税関に関して、通貨に関しては、国際基準を適用しなくてはならなかったわけで、私たちは、この分野の国連条約は良い条約であると考え、それらに加入したわけです。

そして3点目として、法というだけでは十分ではなく、この新しい民法にはある条文を入れました。1つは、裁判官はケースを法の欠如によって拒否することはできないということです。もし法が欠如していたとして、そしてその裁判官は衡平ということルールに求めなければならぬとしたら、衡平、エクイティーというのは何なのか。この分野において、小さい社会において、要するにみんなが対等である、平等であると感じることです。ということで、一般に認識されていることを法律の中に組み込んでゆこうとしています。

[横田特別顧問]

日本でも家族法については、新憲法のもとで改正されたのですが、現在でも引きずっているのが、ついこの間、最高裁判所の判決で出た夫婦別姓の問題で、まだ最高裁判所は夫婦別姓は認めないことになりましたけれども、日本の経験からいっても、そういう問題はやっぱりそう簡単に答えが出ないということなので、今のズンさんのご説明は非常によく分かります。

[会場からのメッセージ① - 田中嘉寿子大阪高等検察庁検事]

国際協力部の教官を以前4年間しておりましたが、先ほどの質問と、今日の全体の議論に関連して、若干過去の事例を紹介したいと思います。

国際協力部でプロジェクトをJICAと一緒にさせていただくときには、ニーズアセスメントをします。向こうのカウンターパートからどういうプロジェクトがよいのかをお伺いして決めてゆくわけですが、例えばカンボジアで民事訴訟法を起草支援した時には、民事訴訟法の起草を支援する中で、例えば非常に地味ですが、事件の配てんは自動的にするという規則をつけました。これは地味ですけ

れども、汚職防止に大きな効果があります。汚職しやすい、つまり金になりそうな事件を裁判所の所長さんなどが独占するということを防ぐ意味で、地味ではありますが、非常に重要な規程なのです。こちらは、常に人権保障や、汚職防止に配慮しながら全てのプロジェクトを行っているのですが、メッセージ性という意味では、今その規則を読んで、直ちにそのメッセージを読み取ってくれる人がどれだけいるかという点と確かに少ないと思われま

す。ベトナムに対して、今日出席されている井関正裕元判事が非常にすぐれた判決書の書き方のマニュアルの支援をされましたが、これも、ベトナム側は裁判官の技術向上ということで支援事項に上げてもらえ、こちらもそのために行ったのですが、井関先生が最も力を入れられたのは、理由をきちんと書くという点でした。理由をきちんと書かせる、判決書にはこういう形で理由を書かないといけないよとしっかり教えることは、汚職の防止にもなりますし、有罪である当事者の満足度を上げること、ユーザーサティスファクションを上げることになります。

インドネシアやモンゴルではメディエーションのプロジェクトを実施しましたが、これも先方は裁判所の負担を減らしたいというのが一番のニーズでありました。しかし、裁判所の負担を減らす方法のうちこちらで提供できる幾つかのオプションの中で、先方と合意したのがメディエーションや和解のプロジェクトだったのですが、これは一般の人々にとって、安くてアクセスのしやすい、「access to justice」を非常に高める効果もあります。

ですから、全てのプロジェクトにおいてそういう配慮をされていて、現にそういう効果が上がったと思えますが、具体的な指標、インジケターがどれだけ取れるかという点と非常に難しい問題です。JICAのプロジェクトとしてメッセージを発するとき、これによってどれだけ汚職が防止できたとか、司法へのアクセスが容易になったとかいうようなのは非常に難しいので、プロジェクト終了後数年が経過すると、それにどういう意味があったのかということに関係者の中でも情報を共有することがなかなか

か難しくなるかもしれませんし、外部に対してのメッセージ性という点では若干弱いところがあると思います。ただ、日本のプロジェクトは全てそういう配慮をしながら行っていますので、長期的には相手国の方の満足度も高くなっているのではないかなと思います。

[会場からのコメント②-山田美和ジェトロ・アジア経済研究所法・制度研究グループ長]

ここに参集していらっしゃる皆様方は、自分たちが法整備支援を行うに当たって発するメッセージは何なのかと、それをストレートに答えられる方々はどなたもいらっしゃらないと思いますし、やはり今日はそれを議論するための場だと思います。

20年前には話すこともはばかられたような、例えばジェンダーとかアンタイコラブションとか、そういった類いのものは、20年後の世界の中で今はよく議論されますし、我々以上に例えばミャンマーの人々の方が熱心に人権について語ります。今日の朝はビジネスオリエンテッドの議論がなされましたが、日本が法整備支援をしたときに、そこで与える日本のメッセージは何なのかということを、私自身も皆さんと考え続けてゆかなければならないと思っています。

[横田特別顧問]

今日は午前中から色々お話が伺えて、その後、午後の第3部では大変貴重なご質問、それからそれに対する適切なお返答をいただいて、この問題を一緒に深めることができました。パネリストの皆さんに感謝の拍手をしたいと思います。それからご質問をくださった方々と、それから会場で熱心に参加してくださった皆様にも御礼を申し上げます。

原田明夫公益財団法人国際民商事法センター理事長 閉会の言葉

本日は朝からこの時間まで法整備支援の在り方、又はその現状につきまして、たくさんの方々に準備していただいた上、皆様方にご参加いただき、また、東京の会場にもご来席いただき、皆様方のご協力を心から感謝いたします。

私は、ここ何年かこの連絡会にも出席させていただいておりますけれども、ますます我々が議論してきた日本の法整備支援の企て、そのプラン、プロジェクトというものが裾野を広げ、また色々な形で展開している、その姿に大変印象を受けております。

それはまさに国だけではなく、大学の先生方、学生の皆さん、NGO、その他多くの皆様方のコラボレーション、協力によって実現されつつあり、それが国際社会、特にアジアの皆様方によって高く評価されているし、またそれについての様々な問題をこういう連絡会の形でお話いただいているということに感激いたしました。

私が申し上げたいことは、このテーマ、法整備支援ということは、大変広い意味を持ってありますが、我々の国際民商事法センターといたしましても、大きなプロジェクトとして後援させていただき、何らかの形で支援できればと考えております。私もその役員の一人として、考えていることの一部を最後に申し上げたいと思います。

皆様方もお感じのとおり、現在の世界は、まさにアジアのみならず全世界で様々な政治的、経済的問題が、そして、様々な民族間、宗教間での問題が発生して、世界が分裂しそうな状況にあります。地球環境問題も非常に重要です。このような問題が今大きな、グローバルな面でのリスクを負っておりますが、これらの問題を完結するためにも、私どもはグローバルに様々な形で協力してゆく必要があると思います。

今、私は思い出すのですけれども、約10年前に国際連合が、「A more secure world」、「1つのより安全な世界へ」と題する報告書を出しました。これは日本からは緒方貞子さんが加わったのですけれども、世界の学者、知識人が集まって、現在も引き続けているのですが、その当時世界中の国々、地域、人々が抱えているリスクの大きさと、その問題を論じました。テロ、戦争、内戦という問題の前に、第1番目の問題として、国々の間、地域の間、人々の間における貧困と格差の増大ということが掲げられました。この問題は、その後続く様々な問題の重

要な論点ですが、それが現在ある、戦争の、そして、世界中を大戦に巻き込むのかと思われるようなリスクの原因にも私はなっているような気がいたします。

そういう意味で、日本としては、私はこのリスクの第1番目の問題にも様々な形で協力してゆかなければなりません、その中の1つが、より安全な社会を作るためには人々の間にできるだけ格差をなくし、平等で安心して過ごせる社会を作ってゆくということで、そのための1つの手段、全くこれだけで解決するべきものではございませんけれども、1つの手段として、鉄砲によってではなく、他の武器によってでもなく、法による手段によって問題を解決し、そして予防してゆくということの企てがあります。

かつてアジアを中心に世界の法律家の中で「World Peace through Law」、「法によって世界平和を」というスローガンが叫ばれたことがありました。今は古くなってしまったかもしれませんが、私は今こそ法によって世界平和を求めようとする運動が様々な形で展開されてゆくことを心から念願しています。

そのためのまさに1つの矢が、1つの企てが、法整備をお互いに相手の国、それぞれの仲間、パートナーとの間で研究し合い、問題をお互いに議論し、そして論点を深め、そのための解決方法を共に考えてゆく、それによって紛争の種を除去し、そして紛争を解決してゆくために努力するということです。これは主として法律家といわれている人たちの実務ではありますが、実はそれを作る国会、国民の皆様方、そして広く民間の方々の努力を結集して行わなければ解決できない問題だろうと、こういうふうに覚えております。

そういう意味で、私は、本日の連絡会において、こんなに遅くまで皆さんが熱心に協議していただいたことに心から感謝いたします。今後とも、日本の、そしてアジアの、そして世界中の若い人たちに、皆が希望を持てるような形でこれからの社会を作っていただきたいと、そして、それらの人々にそういう機会を与えていただきたいと考えています。そして、

法整備支援のプロジェクトが法によって物事を解決してゆく指針となるために、お互いが協力し合うことが必要であると思います。本日は長い間本当にありがとうございました。